

令和8年度版
安全衛生の概況

2026

Occupational Health & Safety



※統一ロゴマークの推奨

徳島・香川・愛媛・高知労働局による「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するための「統一ロゴマーク」使用を促進しています。



徳島労働局

目次

はじめに

1. 全国の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（昭和63年～令和7年） 2
- (2) 業種別労働災害発生状況（令和7年） 2
- (3) 事故の型別労働災害発生状況（令和7年） 3

2. 徳島県の労働災害発生状況

- (1) 労働災害発生状況の推移（平成5年～令和7年） 4
- (2) 死亡労働災害発生状況（平成27年～令和7年） 5
- (3) 死亡労働災害一覧（令和7年） 6
- (4) 業種別死傷労働災害発生状況（休業4日以上） 7
- (5) 事故の型別労働災害発生状況（休業4日以上） 8
- (6) 転倒災害の発生状況（休業4日以上） 9

3. 徳島県の職業性疾病等の状況

- (1) 定期健康診断結果の推移 10
- (2) 業務上疾病発生状況（令和3年～令和7年） 11
- (3) 業務上疾病発生状況（災害性腰痛） 12
- (4) 職場における熱中症による死傷災害の発生状況 13

4. 安全衛生関係資料

- (1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント 14
- (2) 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイント 16
- (3) 転倒災害防止対策の推進 20
- (4) STOP転倒災害プロジェクト 22
- (5) 高年齢者の労働災害防止のための指針 23
- (6) ストレスチェックが義務になります！ 25
- (7) 「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド . 27
- (8) 治療と就業の両立支援 31
- (9) 熱中症クールワークキャンペーン 33
- (10) 職場における熱中症対策の強化 35
- (11) 2月は化学物質管理強化月間 37
- (12) 労働者死傷病報告の電子申請が義務化されています 39
- (13) 定期健康診断等の診断項目の取り扱いが一部変更になります 41
- (14) 産業医の選任・各種報告の適正化 43

5. 関係機関等のご案内

- (1) 労働災害防止団体・関係機関等 45
- (2) 徳島労働局登録教習機関 47
- (3) 登録特定自主検査業者 48

6. 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

49



はじめに

令和7年における全国の労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染症り患を除く。）は、死亡者数は前年より46人減少し700人と過去最少となりました。また、休業4日以上死傷者数についても前年より385人減少し、135,333人となり、死亡者数、死傷者数ともに減少する結果となっています。

一方、徳島県内の労働災害発生状況をみると、死亡者数は前年より1人増加し10人、死傷者数は37人増加し860人となっており、災害増加を注視する状況にあります。事故の型別では「転倒」による災害が最も多く、特に社会福祉施設や小売業など第三次産業を中心に増加しています。また、年齢別では60歳以上の労働者による労働災害が3割を超えており、高年齢労働者の安全衛生対策の重要性が一層高まっています。

徳島労働局では、徳島県における労働災害の減少と働く人の健康確保を図るため、「徳島第14次労働災害防止推進計画」（令和5年度～令和9年度）を策定し、8つの重点対策を定めて取組を進めています。本計画では、最終的に「令和9年には死亡者数が6人となること、死傷者数が令和4年と比較して減少に転ずる」ことを目標に、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」や「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重要課題として位置付け、死亡者数及び死傷者数の着実な減少を目指しています。

また、高年齢労働者の労働災害防止については、令和8年4月から事業主の努力義務とされるなど制度面での整備も進んでおり、エイジフレンドリー補助金の活用による職場環境改善や教育の充実が期待されています。加えて、個人事業者等の業務上災害防止に向けた新たな報告制度の創設や、労働安全衛生法等の改正内容についても、関係者への周知と理解が重要となります。

さらに、治療と就業の両立支援、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正、働き方・休み方の見直しなど、労働者の健康保持増進に向けた取組についても、引き続き推進していく必要があります。

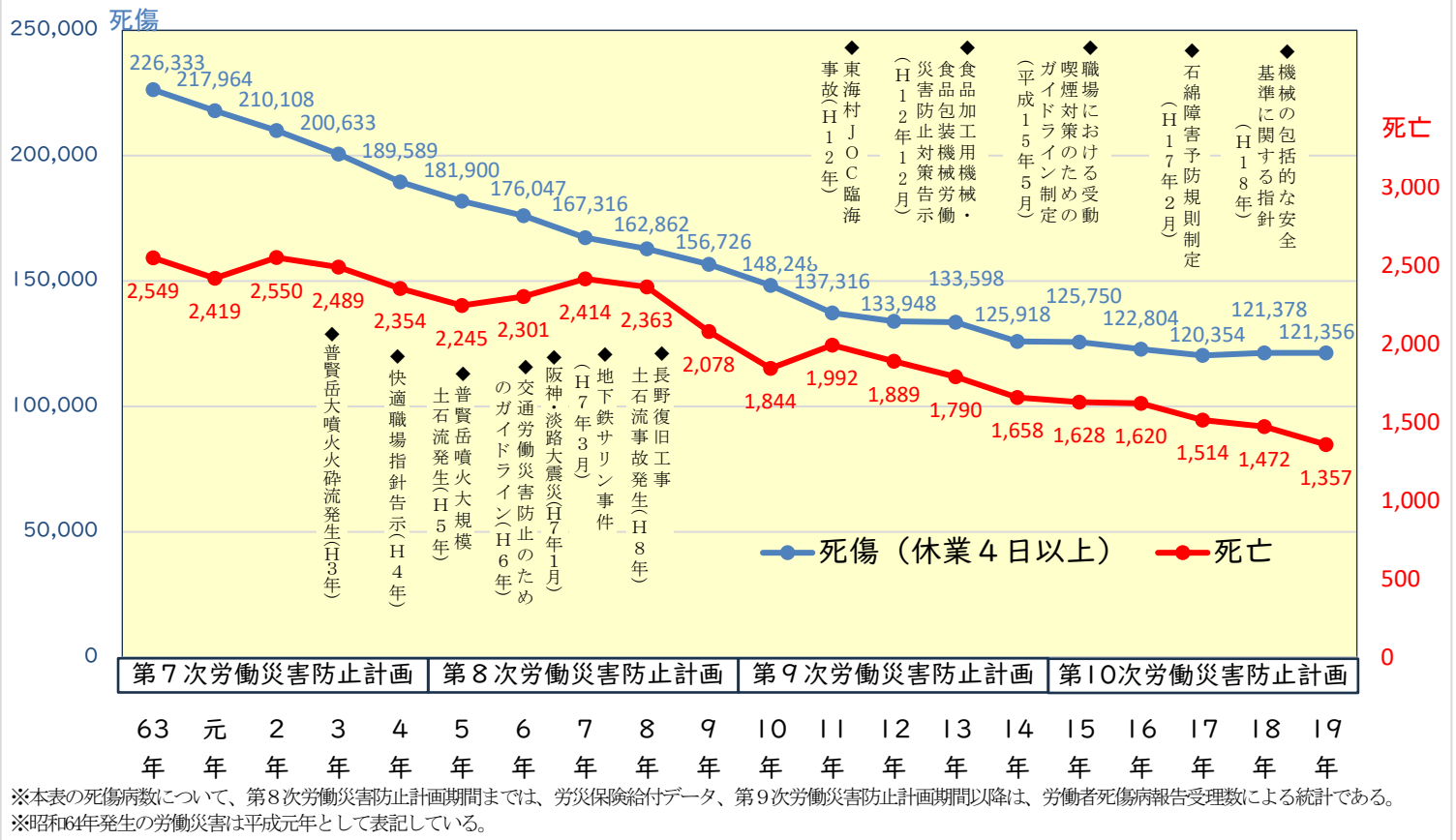
本冊子「安全衛生の概況」は、こうした現状や課題、施策の方向性を広く共有し、各事業場における自主的な安全衛生活動の一層の推進に資することを目的として作成したものです。本冊子が、労働災害の防止と働く人の健康確保のための取組の一助となれば幸いです。

令和8年5月吉日

徳島労働局長 亀井 崇

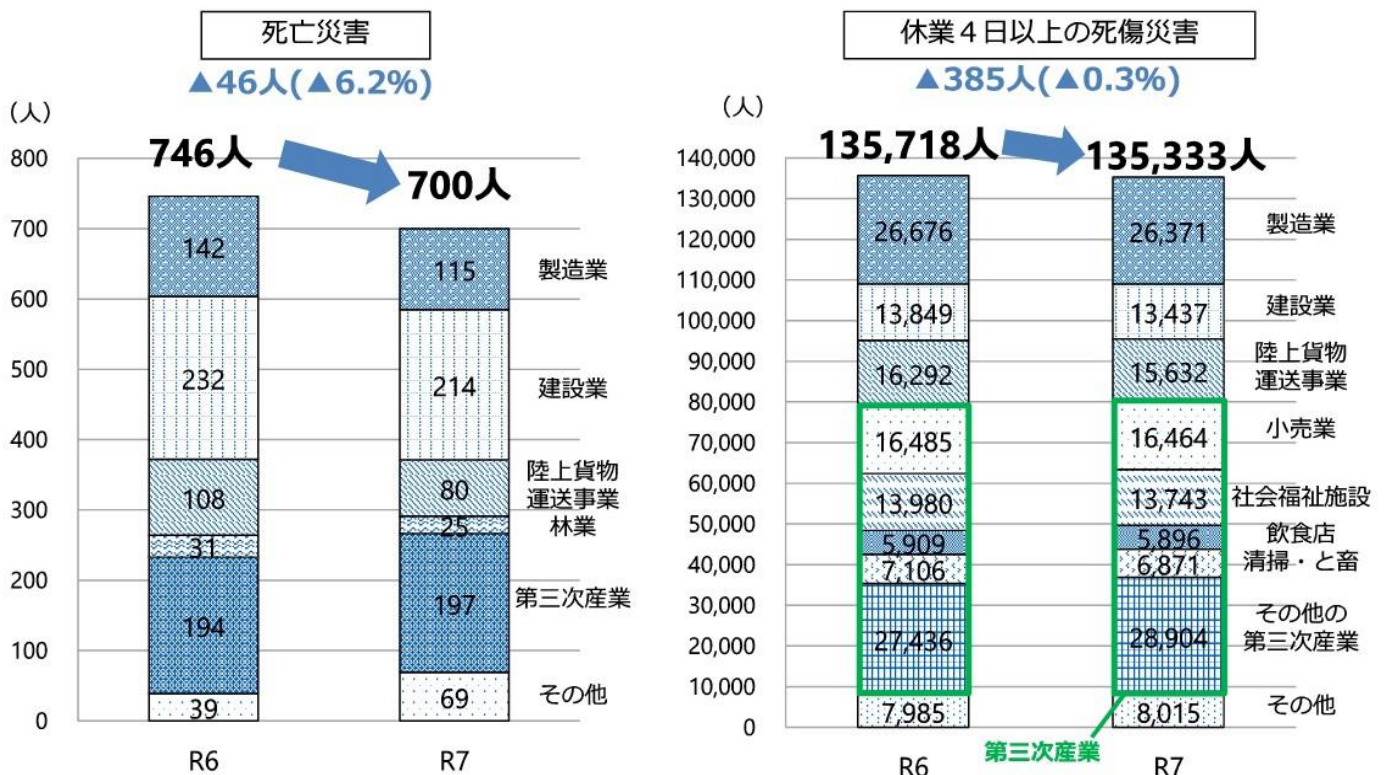
1 全国の労働災害発生状況

(1) 労働災害発生状況の推移 (昭和63年～令和7年)



(2) 業種別労働災害発生状況 (令和7年)

業種別労働災害発生状況 (死亡者数、休業4日以上死傷者数) R6/R7比較



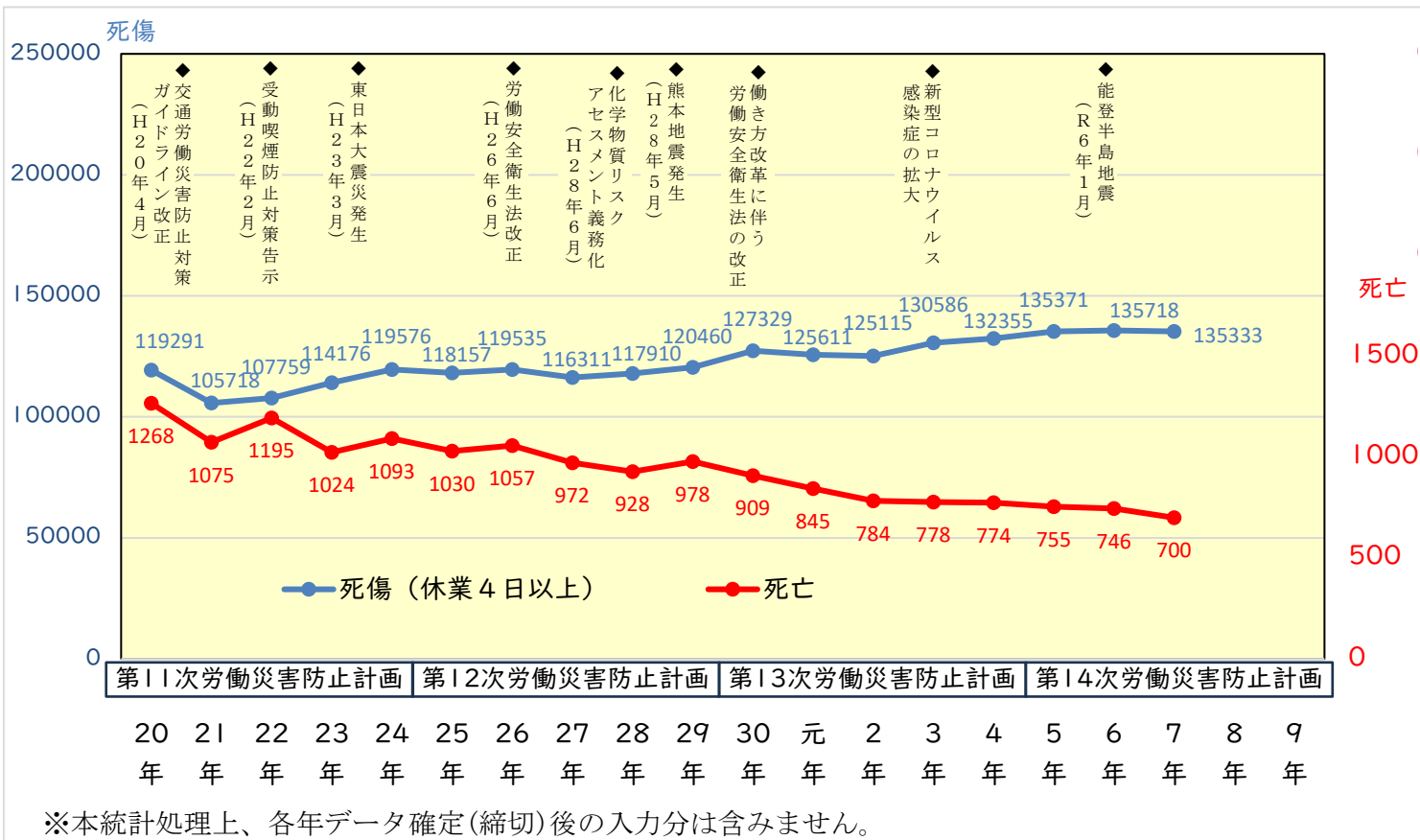
※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの

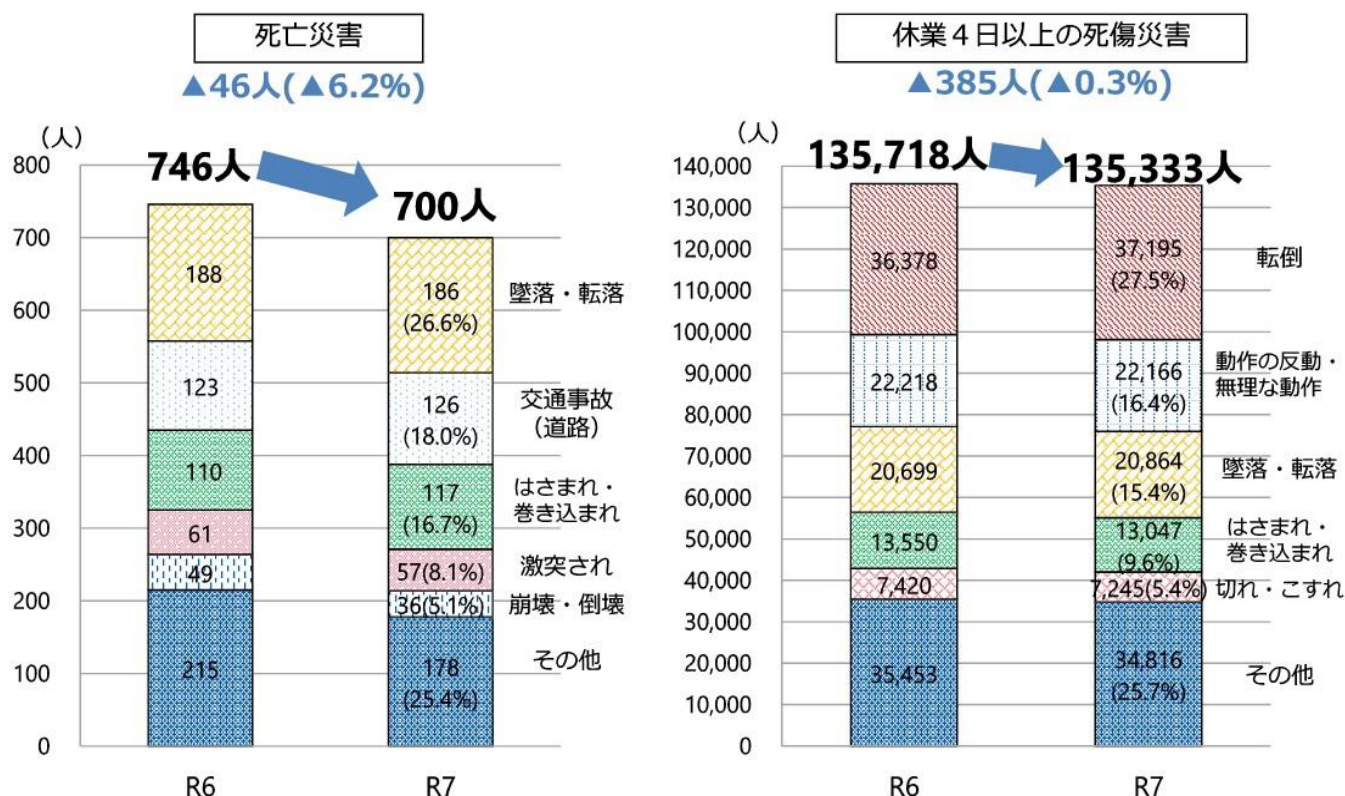
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの



(3) 事故の型別労働災害発生状況 (令和7年)

事故の型別労働災害発生状況 (死亡者数、死傷者数) R6/R7比較



※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年4月7日までに報告があったものを集計したもの

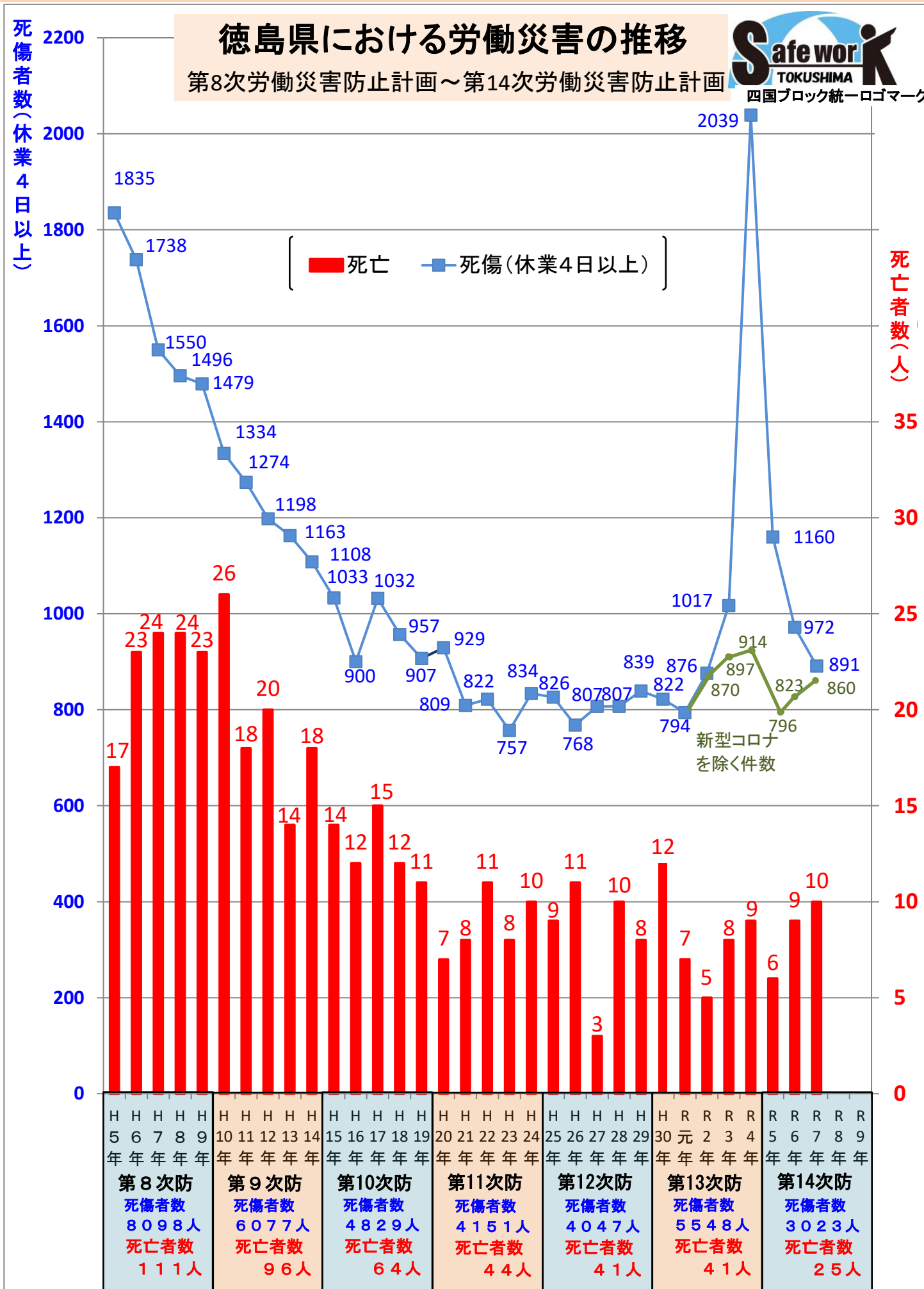
出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの

出典：労働者死傷病報告

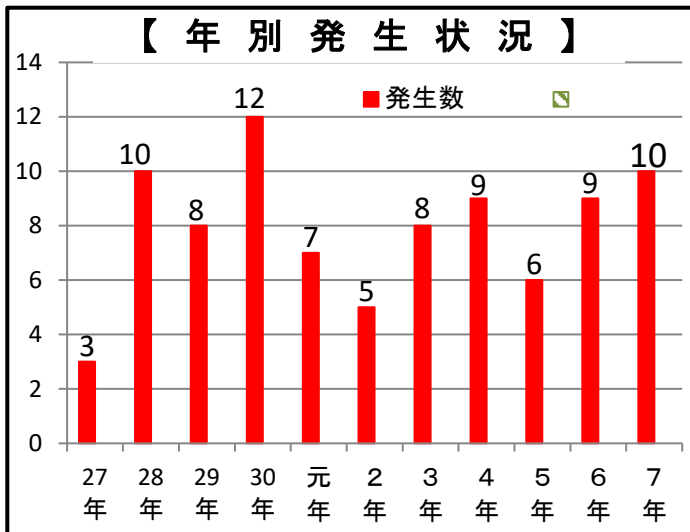
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの

(1)労働災害発生状況の推移(平成5年～令和7年)



(2) 徳島県の死亡労働災害発生状況(平成27年～令和7年)

(※ 各表の単位:「人」)



①業種別 (死亡者数)

業種	年											計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
製造業		3	1	2	2			1		1		10
建設業		2	4	4	3	3	3	4	2	2	3	30
道路貨物運送	2	1		1	1	1	1	3				10
林業			1						1	1	1	4
三次産業	小売業	1	1		1		1			2		6
	小売以外		1	1	2			3		1	3	13
上記以外		2	1	2	1		1	1		2	4	14
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	10	87

②年齢別 (死亡者数)

年齢	年											計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
～19				1								1
20～29		1	1		1		1					4
30～39		1	2	2	1		1	1				8
40～49			1			1		3		3	3	11
50～59	1	3		3	3	3	3	1		4	1	22
60～65		1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	17
65歳以上	2	4	2	4			3	2	3		4	24
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	10	87

③規模別 (死亡者数)

規模	年											計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
1～9人	1	8	6	7	3	1	3	2	2	2	6	41
10～29	1	1	2	2	1	3	3	2	4	3	3	25
30～49	1	1		2	1	1	1	3		2	1	13
50～99							1	1		2		4
100～299				1	1			1				3
300～499					1							1
500人以上												
計	3	10	8	12	7	5	8	9	6	9	10	87

④事故の型別/起因物別 【平成27年～令和7年】 (令和7年12月末) 令和8年4月確定値

事故の型	起因物											計			
	建機等	設機	一動機	般力機	他動機	力機	動クレーン等	動力運搬機	乗物	用具	建築物・構築物等		物質・材料荷	環境等	左記以外の起因物
墜落・転落	5						2	5		1	10		1	2	26
転倒	1							1			3				5
飛来・落下	1						1	1							3
崩壊・倒壊											2		1		3
激突され	1				1		1	2		1			3	1	10
はさまれ・まきこまれ	2		1		1			3	2			1			10
切れ・こすれ															
おぼれ									1		1		3		5
爆発・破裂												1			1
交通事故								1	11	9					21
上記以外の型													2	1	3
計	10		1		2		5	23	12	2	16	2	10	4	87

- ◆労働者死傷病報告の電子申請化(令和7年1月1日)に伴い、統計分類の「事故の型」「起因物」が一部細分化。
- ◆電子申請化以前の統計分類との整合性・統一性を確保するためこれまでの統計分類に分類。

(3)徳島県内の死亡労働災害一覧（令和7年）

	発生日	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
	時間			事業場規模	年齢	
①	1月	2メートル以上からの墜落・転落	斜面	土木工事業	男	作業員
	16時台			1～9人	60歳代	
斜面上で運搬作業中、転落した。						
②	1月	転倒（滑り）	斜面	農業	男	作業員
	8時台			1～9人	40歳代	
貯水池周囲で作業中、足を滑らせ池に転落し溺れた。						
③	1月	激突され	立木等	警備業	男	作業員
	9時台			10～19人	70歳代	
制限区域内に入り込んだ被災者が、伐倒木に激突された。						
④	4月	激突され	立木等	林業	男	作業員
	14時台			1～9人	40歳代	
伐倒作業中、伐倒木に激突された。						
⑤	5月	交通事故	車両	運輸交通業	男	運転手
	0時台			30～49人	70歳代	
車両運転中、道路から車両とともに転落し炎上した。						
⑥	6月	その他の転倒	掘削用機械	農業	男	作業員
	14時台			1～9人	70歳代	
整地作業中、掘削用機械と共に転倒した。						
⑦	7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	運輸交通業	男	作業員
	19時台			10～19人	60歳代	
除草作業中、熱中症になった。						
⑧	7月	おぼれ	水	社会福祉施設	男	施設職員
	13時台			1～9人	40歳代	
川で溺れそうな施設利用者を助けようとして、溺れた。						
⑨	7月	交通事故	トラック	建設業	男	作業員
	12時台			10～19人	50歳代	
現場事務所から資材を回収し自社に向かい高速道を走行中、対向車に衝突した。						
⑩	12月	2メートル以上からの墜落・転落	締固め用機械	建設業	男	作業員
	10時台			1～9人	60歳代	
道路の締固め作業で仮設道路を走行中、ロードローラーと共に川に転落した。						

(4)業種別死傷労働災害発生状況(休業4日以上)(コロナリ患者を除く)

令和7年確定値

	第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較			
	発生状況					発生状況					前年同期	令和7年	対前年同期比	
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年				
製 造 業	食 料 品 製 造 業	54	53	61	66	66	43	46	43			46	43	-6.5%
	木 材 木 製 品 製 造 業	16	24	13	16	19	25	26	21			26	21	-19.2%
	家 具 装 備 品 製 造 業	19	7	14	9	9	13	11	5			11	5	-54.5%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9	9	13			9	13	44.4%
	化 学 工 業	18	25	12	25	21	26	21	23			22	23	4.5%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12	5	10			5	10	100.0%
	金 属 製 品 製 造 業	22	19	14	15	23	12	21	10			20	10	-50.0%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	10	9	7	7	8	8	12	4			12	4	-66.7%
	輸 送 用 機 械 製 造 業	12	10	6	8	7	8	5	1			5	1	-80.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	25	15	26	31	25	24	25	28			25	28	12.0%
計	191	185	170	197	199	180	181	158			181	158	-12.7%	
建 設 業	土 木 工 事 業	36	50	63	49	43	38	41	53			41	53	29.3%
	建 築 工 事 業	60	81	64	54	71	55	41	43			41	43	4.9%
	そ の 他 の 建 設 業	29	16	30	29	21	32	28	34			28	34	21.4%
計	125	147	157	132	135	125	110	130			110	130	18.2%	
運 輸 交 通 業	道 路 貨 物 運 送 業	88	75	76	95	85	74	58	66			58	66	13.8%
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	10	8	7	6	9	7	3	6			3	6	100.0%
計	98	83	83	101	94	81	61	72			61	72	18.0%	
林 業		31	8	18	19	29	22	22	22			22	22	0.0%
第 三 次 産 業	小 売 業	78	78	96	88	108	77	85	84			85	84	-1.2%
	医 療 保 健 業	43	33	47	57	50	36	43	66			43	66	53.5%
	社 会 福 祉 施 設	64	63	88	70	75	72	72	85			72	85	18.1%
	飲 食 店	22	22	25	32	34	33	24	31			24	31	29.2%
	清 掃 ・ と 畜 業	39	46	42	41	41	30	45	35			45	35	-22.2%
	通 信 業	17	23	19	21	16	14	23	20			23	20	-13.0%
	上 記 以 外 の 第 三 次 産 業	82	78	98	108	105	95	114	126			114	126	10.5%
計	345	343	415	417	429	357	406	447			406	447	10.1%	
上 記 以 外 の 事 業	32	28	27	31	28	31	43	31			43	31	-27.9%	
合 計	822	794	870	897	914	796	823	860			823	860	4.5%	

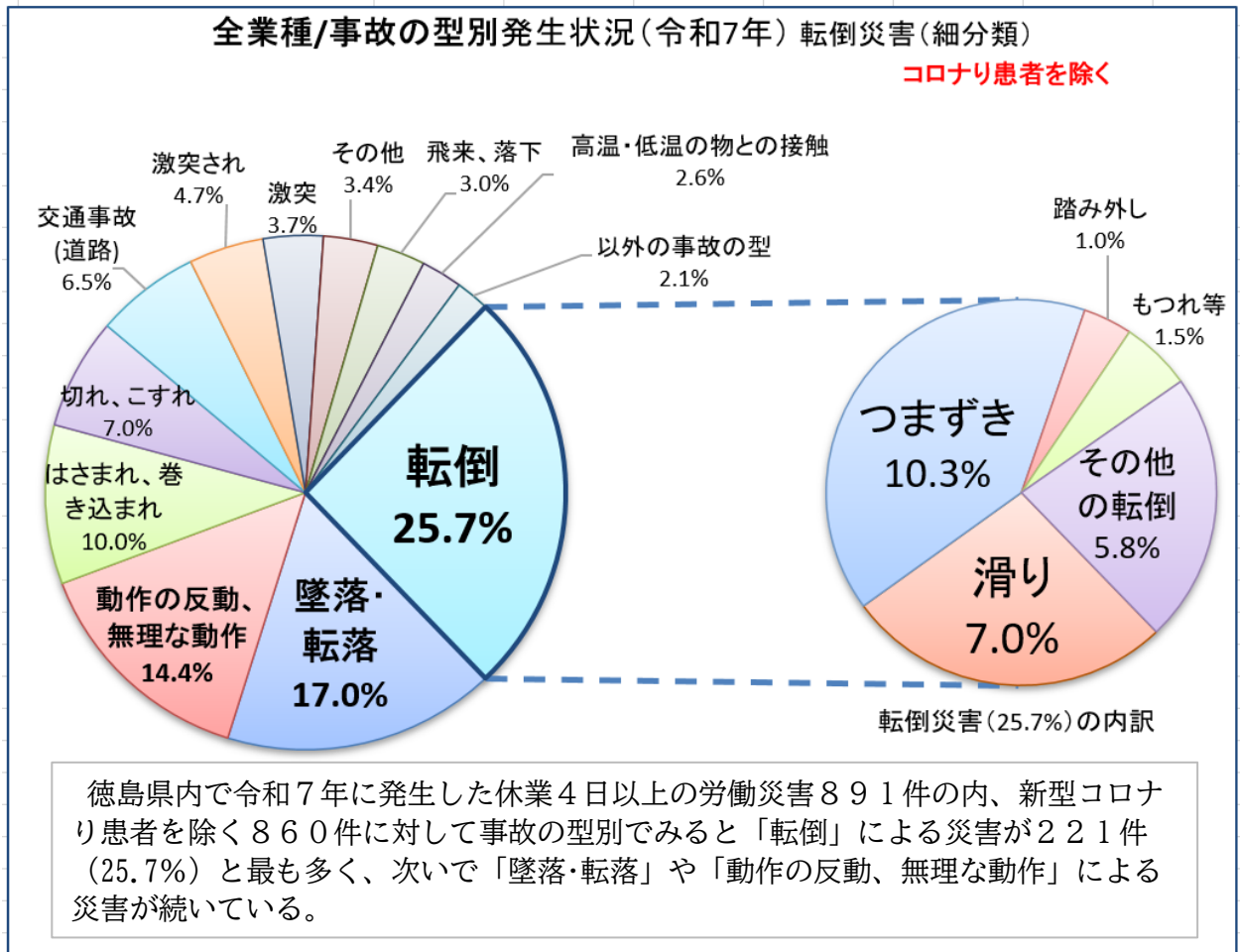
新型コロナウイルス感染症の件数

(6) (120) (1125) (364) (149) (31)

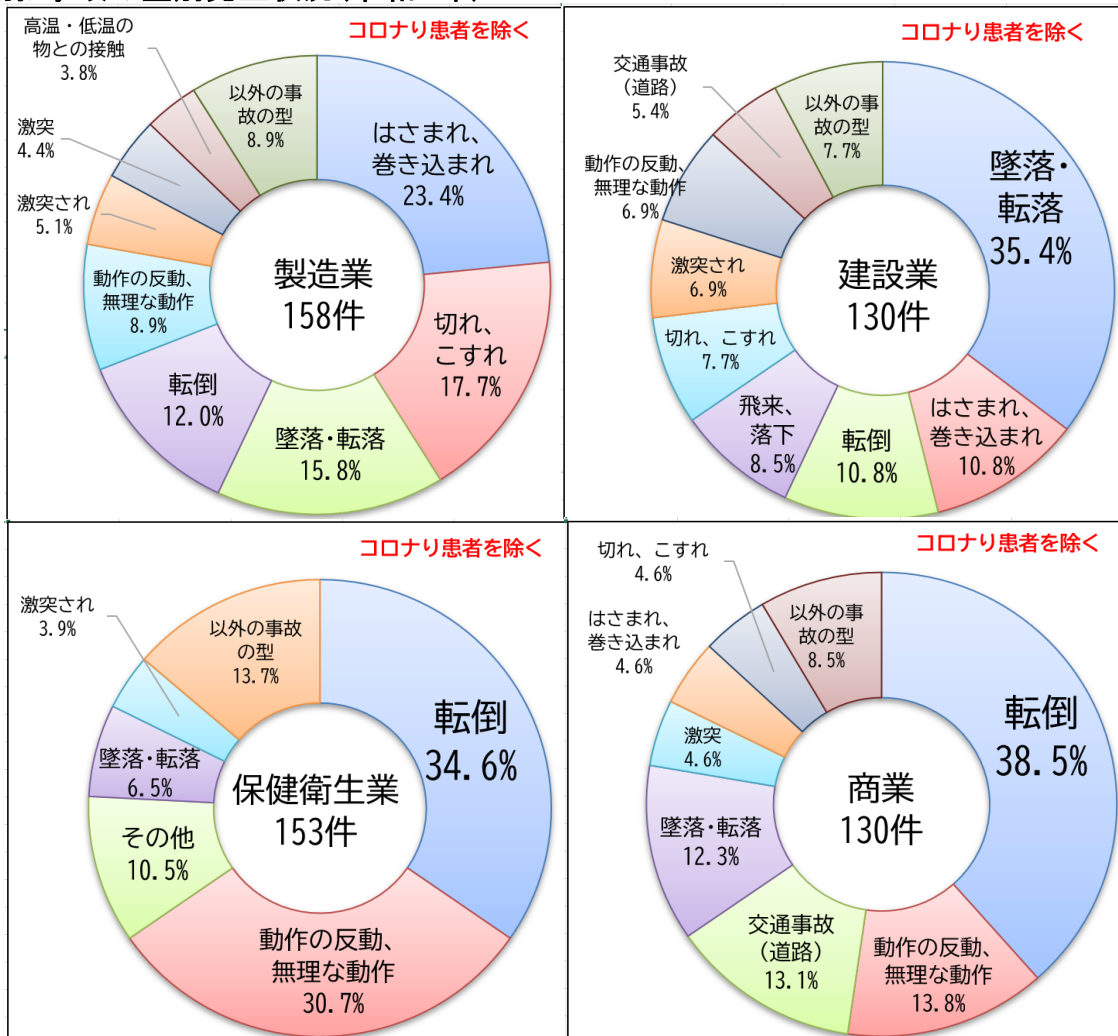
(149) (31)

(5) 令和7年事故の型別労働災害発生状況(休業4日以上)(コロナリ患者を除く)

① 全業種/事故の型別発生状況(令和7年)



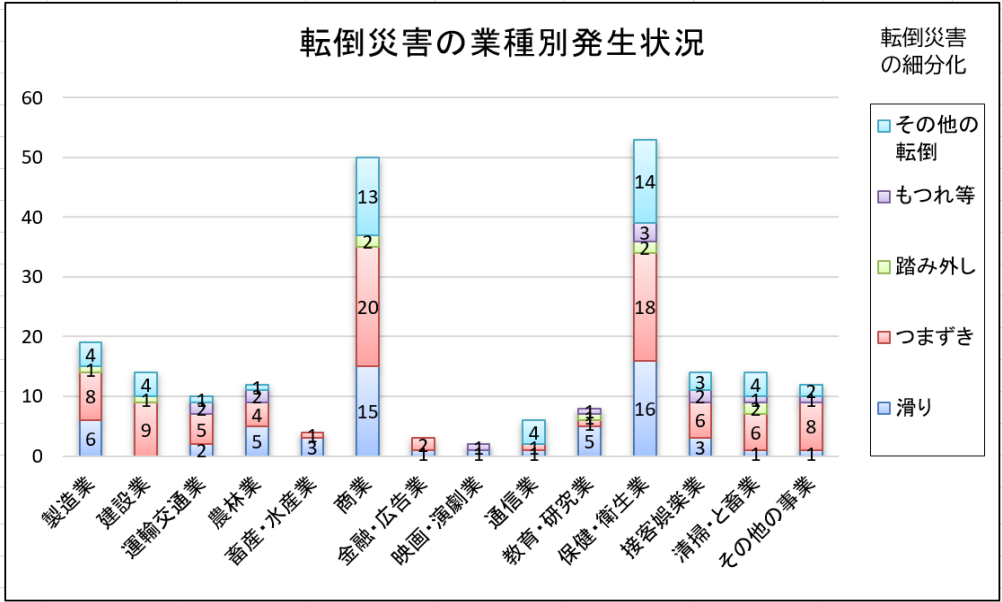
② 業種別/事故の型別発生状況(令和7年)



(6) 転倒災害の発生状況(休業4日以上)

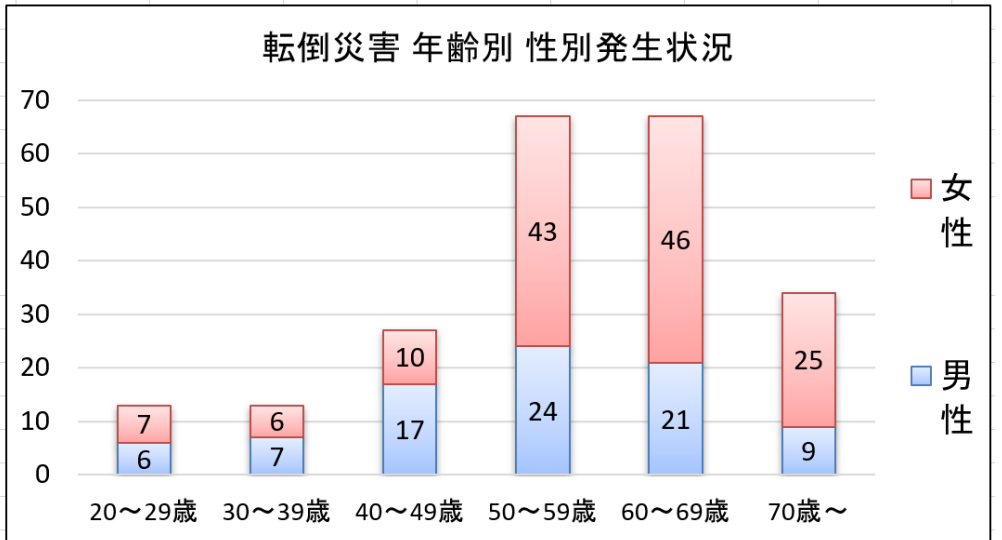
① 業種別発生状況(令和7年)

※資料出所:労働者死傷病報告による



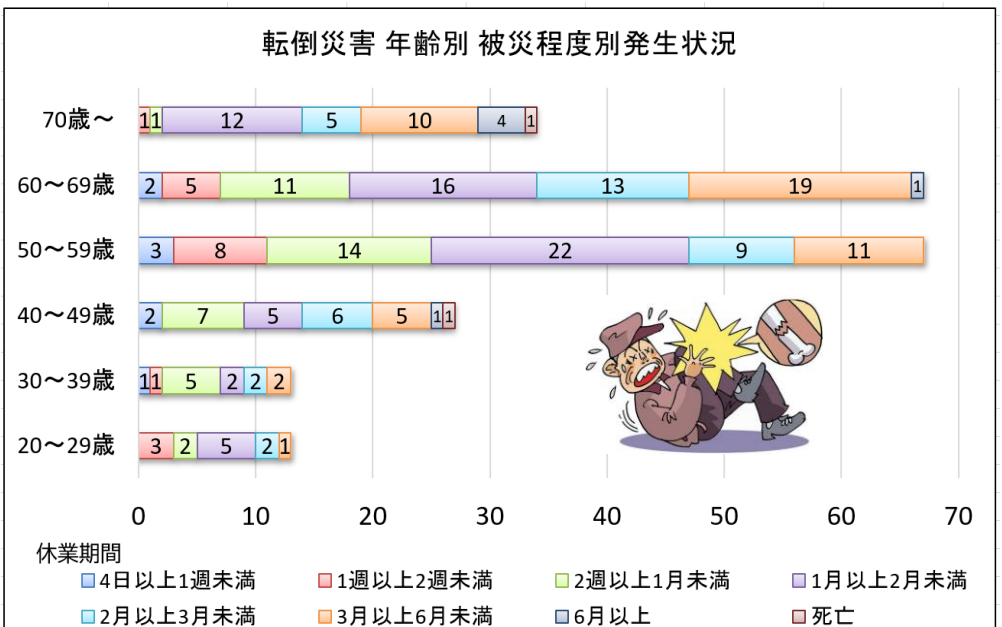
徳島県内で令和7年に発生した「転倒」災害による死傷者数は、合計で221人であり、業種別の内訳を見ると、保健衛生業が最も多く、次いで商業の順となっている。

② 年齢別発生状況(令和7年)



年齢別で見ると、年齢が上がることも同時に転倒災害発生件数増加しており、50歳から69歳で多く、50歳以上の合計では168件となり、全体の76.0%を占めている。

③ 年齢別/被災程度別発生状況(令和6年)



年齢別/被災程度別で見ると、年齢が上がることも同時に療養に要する休業期間が長期化する傾向にあることが認められる。



3 徳島県の職業性疾病等の状況

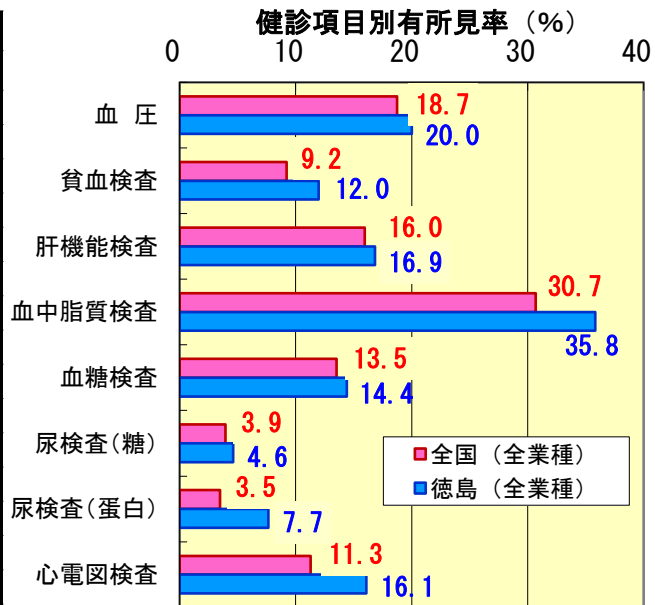
(1) 定期健康診断結果の推移

令和7年健康診断項目別有所見率の状況

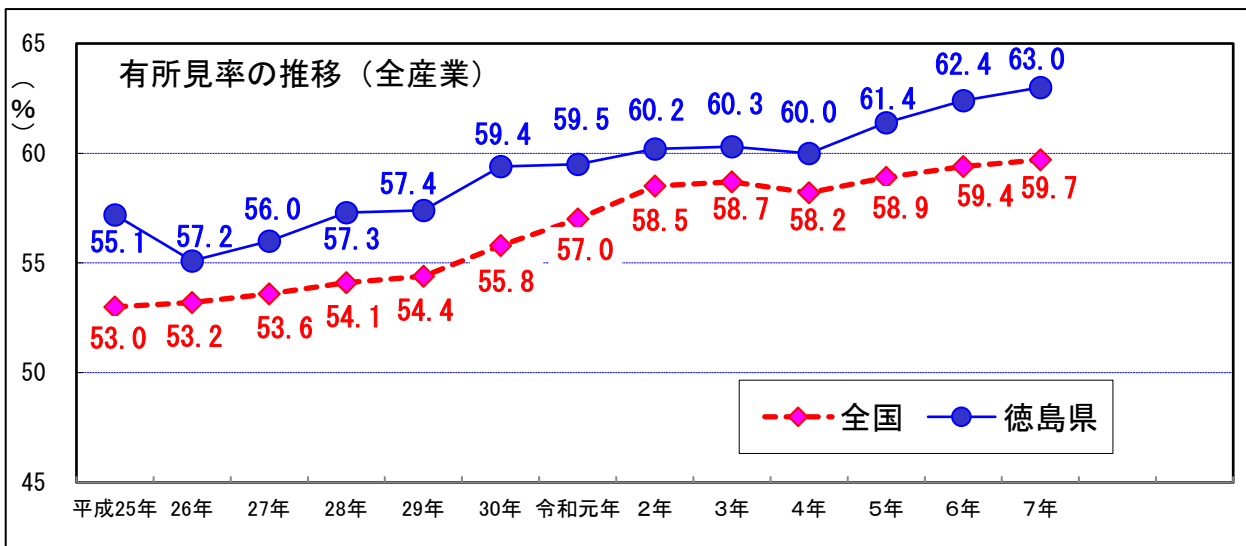
項目	業種	全国の 有所見率	徳島県の有所見率 (%)				
			全業種	製造業	建設業	運輸交通	商業
聴力 (1000Hz)		3.8	4.2	3.2	3.9	5.1	6.8
聴力 (4000Hz)		7.3	7.8	7.4	14.5	14.1	8.3
胸部X線検査		4.8	5.9	4.5	8.2	6.9	6.1
血圧		18.7	20.0	18.8	25.0	33.5	25.2
貧血検査		9.2	12.0	14.1	12.0	12.8	14.3
肝機能検査		16.0	16.9	18.7	20.4	22.9	13.8
血中脂質検査		30.7	35.8	38.0	35.8	46.9	30.6
血糖検査		13.5	14.4	14.4	18.0	22.8	15.8
尿検査 (糖)		3.9	4.6	4.5	8.3	8.3	4.3
尿検査 (蛋白)		3.5	7.7	8.5	9.1	8.8	4.6
心電図検査		11.3	16.1	17.7	15.3	17.6	19.9
所見のあった者		59.7	63.0	62.4	62.7	77.5	69.2

定期健康診断結果報告に基づく有所見率の推移

年別	区分	有所見率 (%)	
		全国	徳島県
第12次防	平成25年	53.0	57.2
	26年	53.2	55.1
	27年	53.6	56.0
	28年	54.1	57.3
	29年	54.4	57.4
第13次防	30年	55.8	59.4
	令和元年	57.0	59.5
	2年	58.5	60.2
	3年	58.7	60.3
第14次防	4年	58.2	60.0
	5年	58.9	61.4
	6年	59.4	62.4
	7年	59.7	63.0



※有所見率の推移は集計データの精査・再集計を反映しています。



第12次労働災害防止計画期

第13次労働災害防止計画

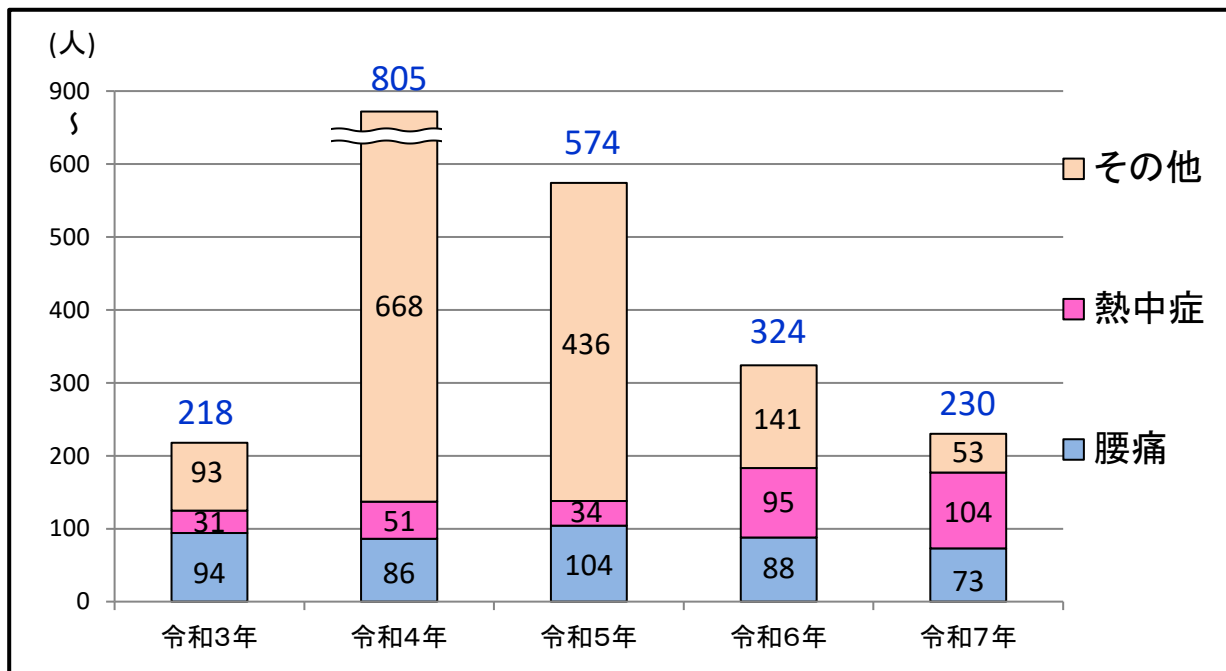
第14次労働災害防止計画

(2) 業務上疾病発生状況 (令和3年~令和7年)

(人)

疾病別	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(1)負傷に起因する疾病 (うち腰痛)		97 (94)	93 (86)	106 (104)	91 (88)	74 (73)
物理病的 因子による	(2)有害光線による疾病					
	(3)電離放射線による疾病					
	(4)異常気圧下における疾病					
	(5)異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	31 (31)	51 (51)	34 (34)	95 (95)	104 (104)
	(6)騒音による耳の疾病	1	6	2	3	2
	(7)(2)~(6)以外の原因による疾病					
	作業病 態様による	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱				
(9)負傷によらない業務上の腰痛						
(10)振動障害		2	6	5	4	9
(11)手指前腕の障害及び顎肩腕症候群		3	4	2	12	5
(12)(8)~(11)以外の作業様態に起因する疾病					1	
(13)酸素欠乏症						
(14)化学物質による疾病(がんを除く)	24	4	8	21	11	
(15)じん肺及びじん肺合併症	1	1	3	2		
(16)病原体による疾病(新型コロナ含む)	56	638	412	95	24	
がん	(17)電離放射線によるがん					
	(18)化学物質によるがん					
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん					
(20)過重労働による脳心						
(21)精神障害	2	1	1		1	
(22)その他の業務によることの明らかな疾病	1	1	1			
合計		218	805	574	324	230

※数値は労災給付件数を計上



(3) 徳島県の業務上疾病発生状況

① 徳島労働局管内の業務上疾病（腰痛症）の発生状況

平成28年から令和7年までに県内の各労働基準監督署に請求された労災給付件数を基に集計した結果、災害性腰痛を含む業務上疾病の推移は図1のとおりです。

腰痛は例年90件程度発生しており、高止まりの状況が続いています。

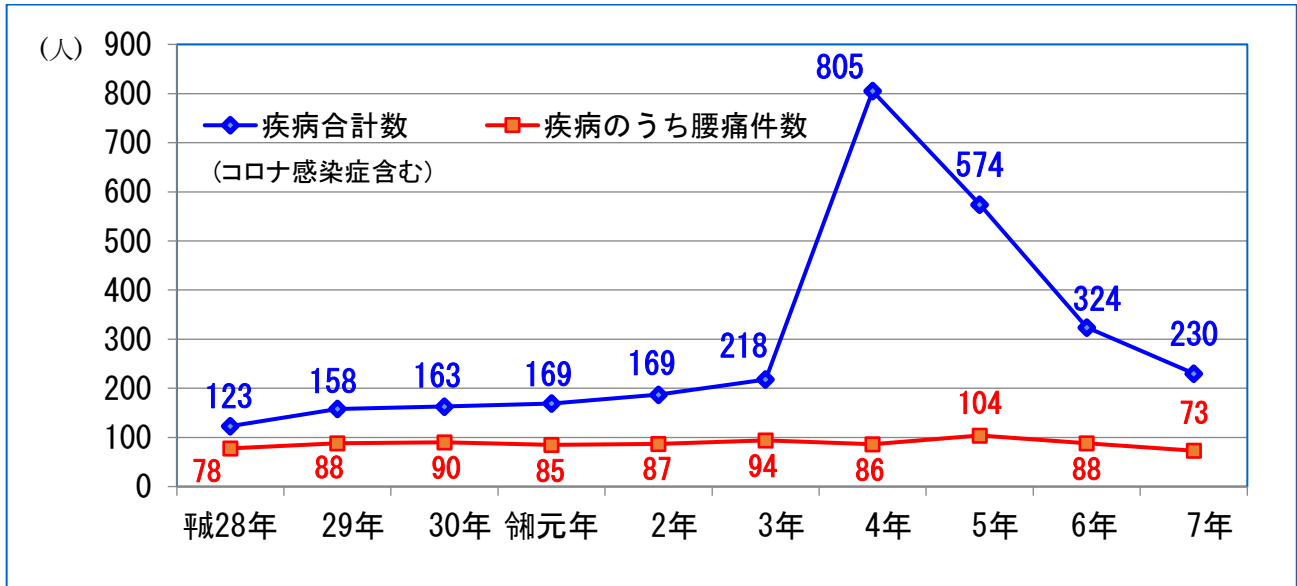


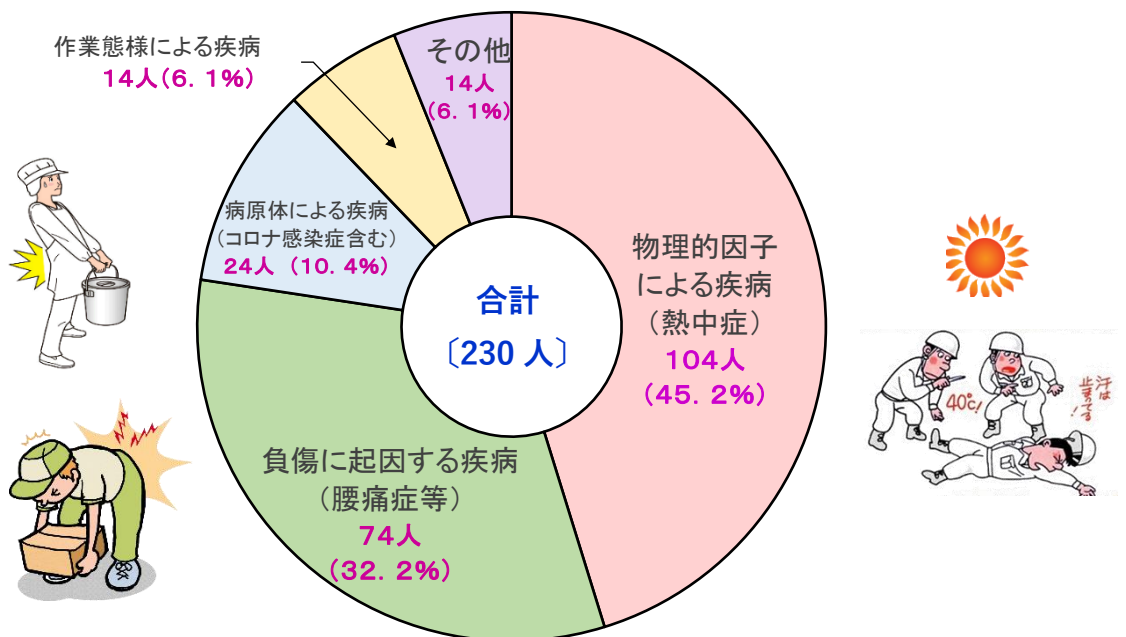
図1 業務上疾病の発生状況（徳島県）（平成28年～令和7年）

② 災害性腰痛等の発生状況

令和7年に県内で発生した業務上疾病の内訳は図2のとおりです。

合計230人のうち、病原体による疾病（コロナ感染症含む）を除くと、「物理的因子による疾病（熱中症）」と「負傷に起因する疾病（主に腰痛症）」とで約8割を占めています。

図2 令和7年 業務上疾病の分類別発生状況（徳島県）

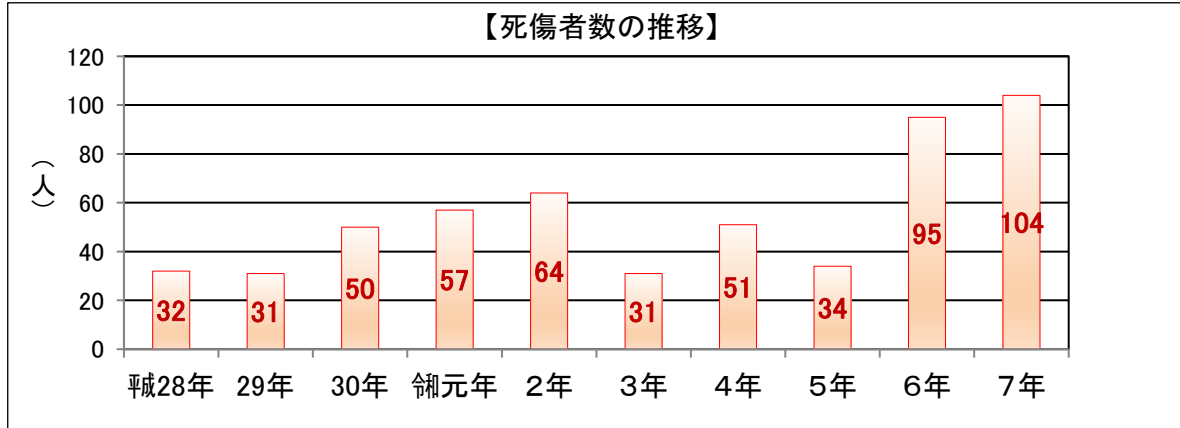


(4) 徳島県の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

① 熱中症による死傷者数の推移（平成28年～令和7年）

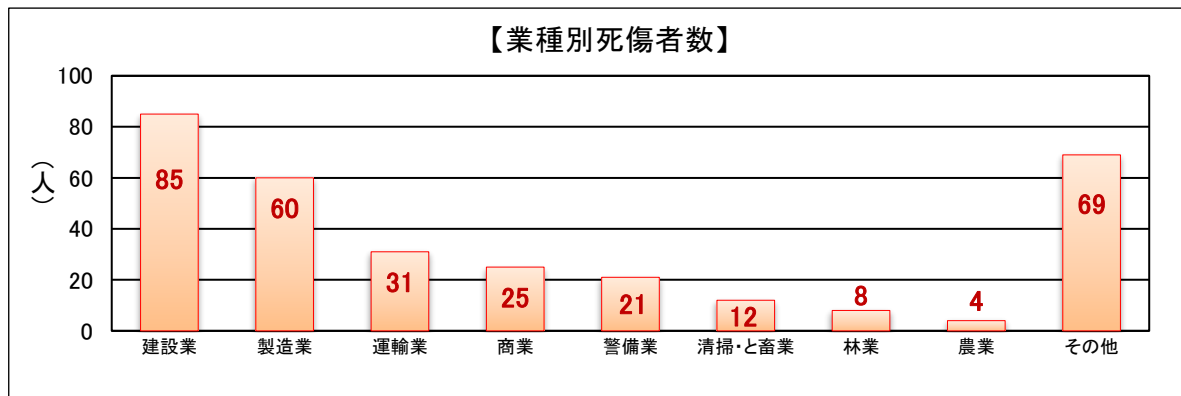
令和7年の徳島県の熱中症による死傷者数は104人となりました。

全国的に熱中症による労働災害が後を絶たない状況であり、徳島県内においても熱中症による死亡災害が発生しています。



② 業種別発生状況(令和3年～令和7年)

過去5年間(令和3年～令和7年)の業種別の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生しています。



③ 月別発生状況(令和3年～令和7年)

7月及び8月の発生率が高くなっています。

5年間合計	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	合計
発生件数	7	46	131	102	23	6	315
発生割合(%)	2.2	14.6	41.6	32.4	7.3	1.9	100

④ 時間帯別発生状況(令和3年～令和7年)

14時台、15時台及び11時台の発生率が高くなっています。

5年間合計	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降
発生件数	39	35	43	30	23	47	42	26	17	13
発生割合(%)	12.4	11.1	13.7	9.5	7.3	14.9	13.3	8.3	5.4	4.1

4 安全衛生関係資料

(1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）

・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
- 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標

アウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。
・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

○高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・増加傾向にある60歳以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

アウトプット指標

アウトカム指標

○業種別の労働災害防止対策の推進

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。

・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。

・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。

・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

徳島第14次防推進計画の詳細は、
ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ

・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

徳島推進計画

アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。

・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる

・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

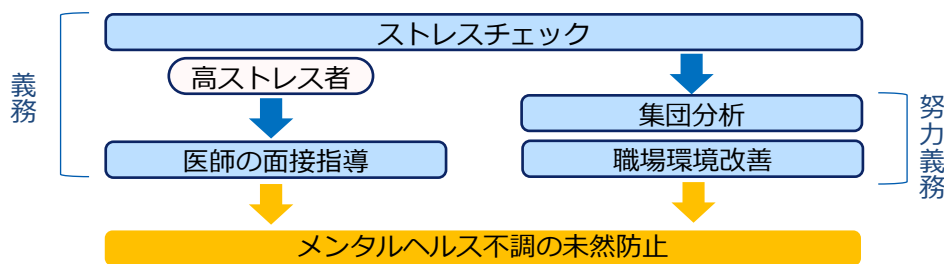
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

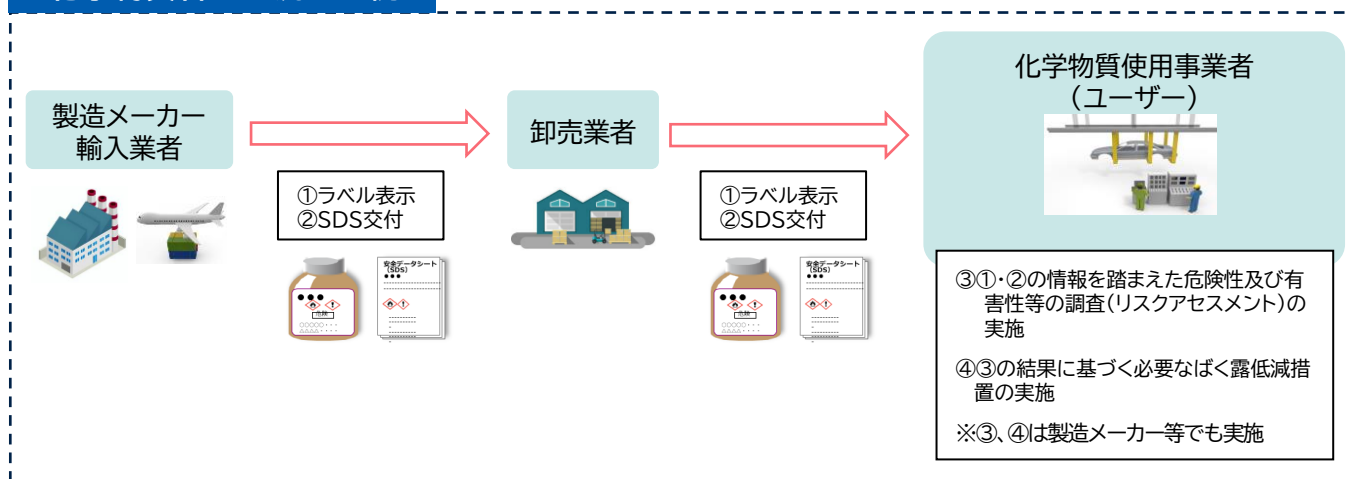


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等: 当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

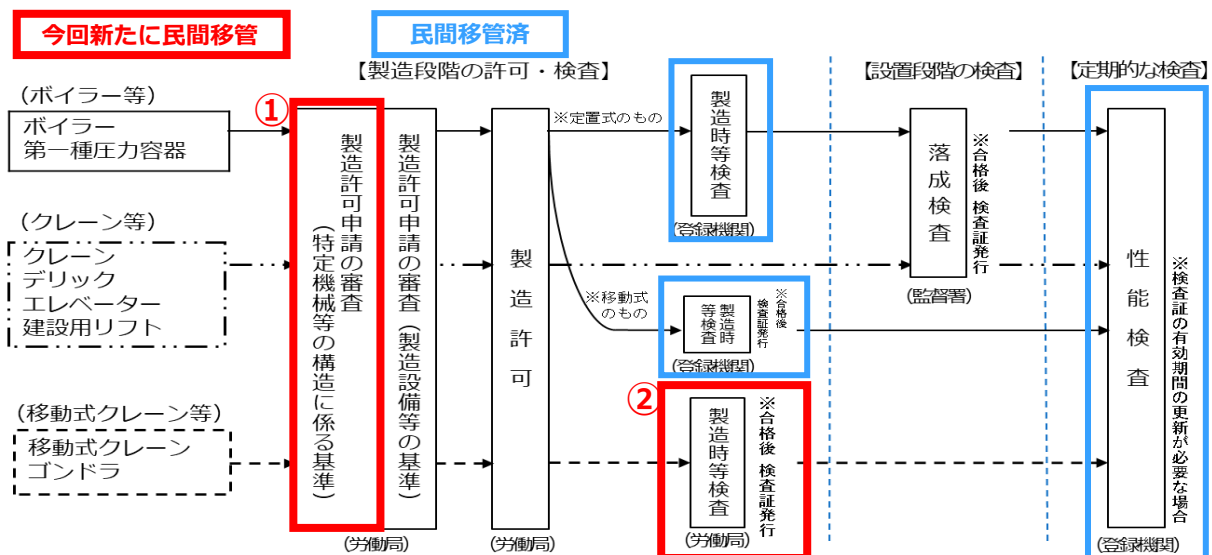
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html



職場でヒヤッとしたことはありませんか？



床が水で濡れていて滑った!!



電源コードにひっかかって転んだ!!



階段を踏み外した!!

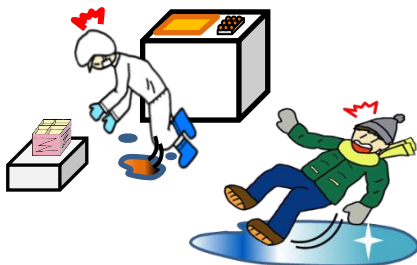


雨の日に滑って転んだ!!

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は大きく3種類に分けられます。危険個所の「見える化」を図りましょう

滑り



【主な原因】

- 床が滑りやすい素材である
- 床に水や油がこぼれている
- 滑りやすい異物が落ちている
- 凍った水溜りを歩いた。

つまずき



【主な原因】

- 床の凹凸や段差がある
- 床に放置された荷物や商品がある
- 通路に台車、パレット、機器類や工具などが出ている

踏み外し



【主な原因】

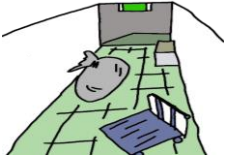
- 大きな荷物を抱えて足元が見えない状態で移動した
- 照度不足のため段差が見づらく箇所がある
- 手すりが取り外されていた、手すりがなかった

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。
できることから少しずつ、確実に取り組みましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態では作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成等による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



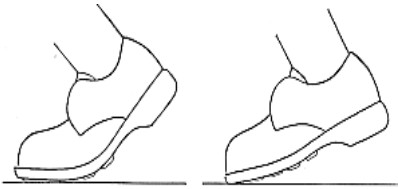
正しい靴の選び方

- ◆ 靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。
- ◆ 小さすぎる靴は足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
- ◆ 大きすぎる靴は、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかところが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

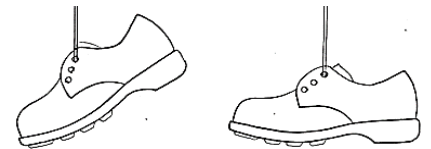
靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

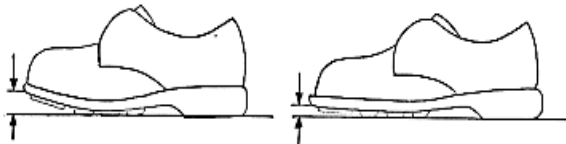


靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

! 3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
転倒によるケガの**約6割**が**休業1か月以上**のケガです!!

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



高年齢者の労働災害防止のための指針 ～エイジフレンドリー指針～ 【概要版】

1 趣旨 この指針は、労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の労働災害を防止するため、事業者が講ずるよう努めなければならない措置について、その適切かつ有効に実施するため定めたものです。

2 事業者が講ずべき措置

次の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要です。

1 安全衛生体制の確立等

◇ 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確にします。
- ・ 安全衛生委員会等において高年齢者の労働災害防止対策に関する事項を調査審議し、労使で話し合います。



◇ 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・ 高年齢者の身体機能等の低下による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源を洗い出し、リスクの高いものから優先的に対策を講じます。

2 職場環境の改善

◇ 身体機能低下を補う設備・装置の導入

- ・ 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行います。

◇ 高年齢者の特性を考慮した作業管理

- ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等を見直します。



3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

◇ 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施します。

◇ 体力の状況の把握

- ・ 高年齢者の体力状況を客観的に把握し、適切な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望まれます。また、事業場の実情に応じて青年期・壮年期から実施することで、安全で安心な職場づくりに役立ちます。



◇ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ・ 健康情報等は「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、プライバシーに十分配慮し適切に取り扱います。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

◇ 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- ・健康や体力の状況を踏まえ、必要に応じて、業務内容の見直しや働き方の配慮をします。

◇ 高齢者の状況に応じた業務の提供

- ・高齢者が安心して働き続けられるよう、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールづくりに努めます。
- ・業務内容の決定に当たっては、健康状態や体力の状況を踏まえ、安全と健康の観点から適切な業務とのマッチングに努め、継続的な就労が可能となるよう配慮します。
- ・高齢者の治療と仕事の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づき、取り組むよう努めます。



◇ 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上を目的とした取組を継続的に実施します。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づき、心身の健康づくりに努めます。

5 安全衛生教育

◇ 高齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に行うとともに、作業内容とそのリスクについて理解しやすくするため、十分な時間をかけ丁寧に説明します。高齢者が再雇用等によりこれまで経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行います。



◇ 管理監督者等に対する教育

- ・管理監督者等に対して、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行います。

3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮し、作業環境の改善や作業管理など、必要な安全対策に努めます。一方、個々の労働者も、身体機能等の低下が労働災害のリスクにつながる可能性を理解し、事業者と協力しながら安全な職場づくりを進めていきましょう。

4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、国や関係団体が実施する支援策を積極的に活用し、職場の安全対策や環境整備に役立てていきましょう。

【参考】「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。



厚生労働省HPへ

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされてきました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
0570-031050
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：
平日10時～17時
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人
労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

本スタートガイドは、小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入・実施にあたり、マニュアルを円滑に活用いただくため、そのポイントをお示しするものです。マニュアル本体と併せてご利用ください。



厚生労働省HP

はじめに

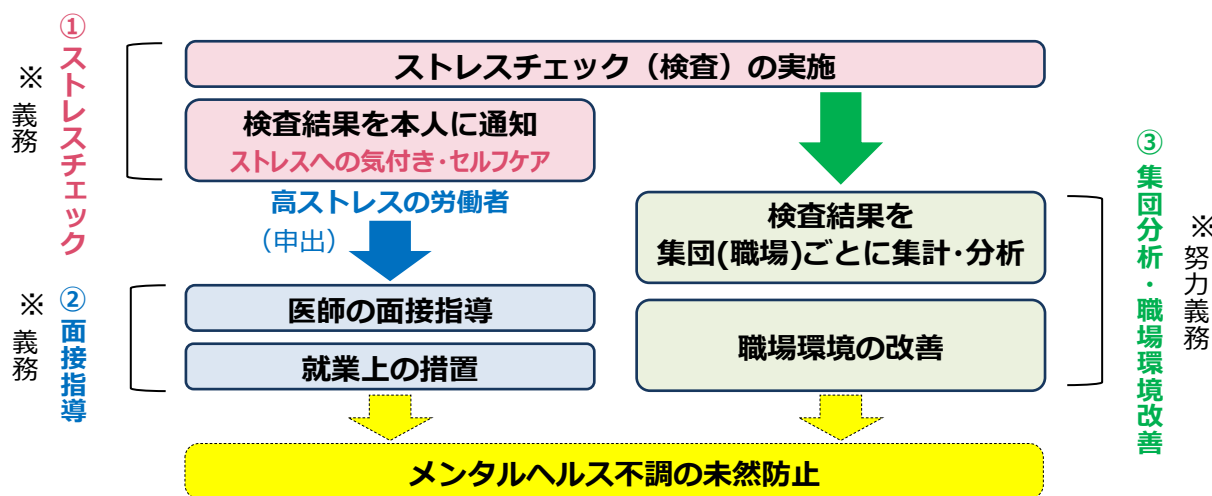
- ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法により事業者には実施が義務付けられています。(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)
- 今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)

0 ストレスチェック制度とは

マニュアルP3～6

★ **ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調の未然防止です。メンタルヘルス不調者の発見ではありません。**

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、
 - ① 労働者に、**自身のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、**医師の面接指導の機会の提供**、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、
 - ③ 集団分析を通じて**職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善**につなげます。



ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたび、メンタルヘルス不調になってしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった、持続的な経営につながります。特に人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題に位置付けて**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



✦ 労働者に安心してストレスチェックを受けてもらえるようにするため、準備が重要です。

ToDo

- 1-1 事業者は、実施責任者として、制度導入の**方針表明**を行います。
- 1-2 社内の実施体制・実施方法について、**労働者の意見**を聴きます。
- 1-3 **社内ルール**を作成し、周知します。



ポイント

- マニュアルには、方針表明や社内ルール（規程）の作成のための**モデル例**を掲載しています。
- 関係労働者の意見を聴く方法について**事例**も掲載しています。

2 社内の実施体制・実施方法の決定

✦ 労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託による実施が推奨されます。

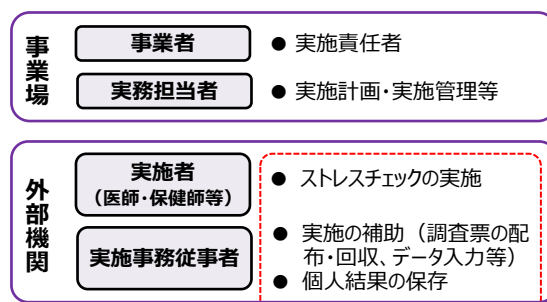
ToDo

- 2-1 事業場内には、委託先との契約・連絡調整等を行う**実務担当者**を指名します。

ポイント

- **個人結果**等の健康情報の取扱は外部機関で完結し、**事業場内では取り扱いません**。
- 実務担当者には、衛生推進者又は安全衛生推進者を選任することが望まれます。

実施体制（イメージ）



※健康情報を取り扱うため守秘義務あり

- 2-2 ストレスチェックの委託先を選定します。選定に当たっては、外部機関から「**サービス内容事前説明書**」を作成・説明してもらい、提案内容を確認します。

ポイント

- 外部機関の提案内容（各サービスの内容、料金等）をもとに、委託先について比較検討します。
 - ① **ストレスチェック及び集団分析**は、当該外部機関に委託することとするのか
 - ② **医師の面接指導**は、どこに依頼することとするのか

医師の面接指導の依頼先としては、以下のような選択肢があります。

- ・ 外部機関のオプションサービス
- ・ **地域産業保健センター**（注）
- ・ 産業保健に対応する医療機関等（別途契約）

注：厚生労働省が設置する小規模事業場の支援機関（全国350か所）。面接指導など、医師による産業保健サービスが無料で受けられます。

- 外部機関の提案等を踏まえ、ストレスチェックの実施時期、調査票の項目・調査形態（紙又はウェブ）等について決定します。
- マニュアルでは、外部機関の提案内容を確認するための**チェックポイント**をお示ししています。ストレスチェックの実施方法や、特に**料金体系**（どこまでが標準サービスか／オプションサービスか、別料金とされている内容は適切か等）についてチェックします。

✦ 委託先から労働者に調査票（紙又はウェブ）を配布し、各自回答してもらいましょう。

調査票（国が推奨する57項目版）のイメージ

あなたの仕事についてうかがいます。	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
あなたの周りの方々にについてうかがいます。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？	非常に	かなり	多少	ほとんどない
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4

ToDo

3-1 労働者への調査票の配布・回収、個人結果の通知は、委託先から直接行われます。

※ 紙の調査票の配布・回収や個人結果の通知については、内容が分からないよう密封された封筒に入れた状態で実務担当者を介して行うことは、差し支えありません。

ポイント

- 個人結果は事業者には提供されません。事業者には、個人が特定されない方法で集団（事業場、職場等の単位）ごとに集計・分析した結果が提供されます（後述⑤）。

3-2 個人結果の通知を受けて各自セルフケアに取り組むよう、労働者を奨励します。

ポイント

- 委託先の実施者（医師、保健師等）から、個人ごとに結果（ストレスプロフィール、セルフケアのアドバイス、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か（申出勧奨）等）が通知されます。
- 労働者のセルフケアのため、厚生労働省のポータルサイト「こころの耳」（各種セルフケアツールやこころの相談窓口（無料））の活用について、情報提供するといいでしょう。

本人に通知される個人結果のイメージ

あなたのストレスプロフィール

＜ストレスの要因＞

あなたのストレスの程度

○ ストレスが高い状態です(高ストレス者に該当)

セルフケアのためのアドバイス

.....

.....

.....

.....

.....

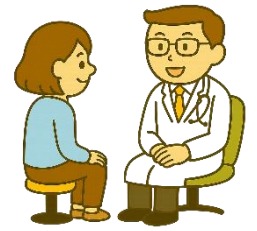
○ 医師の面接指導を受けていただくことをお勧めします。面接指導の申出は、以下の申出窓口に連絡ください。
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ 医師の面接指導ではなく、相談を希望する場合は、以下の相談窓口に連絡ください。
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

✦ **高ストレスの労働者は、申し出ることで、医師の面接指導を受けることができます。**

ToDo

- 4-1 申出があった場合、面接指導の実施を**医師に依頼**します。
- 4-2 面接指導に必要な情報をとりまとめて、医師に提供します。
- 4-3 面接指導の結果に基づき、**医師の意見を聴取**します。
- 4-4 医師の意見を踏まえて、必要な**就業上の措置**を実施します。



ポイント

- マニュアルを参考に、**労働者が安心して申出できるための環境**を整備することが重要です。

- 4-5 **面接指導以外の相談できる窓口**についても、情報提供することが望めます。

ポイント

- 厚労省の「**こころの耳**」相談窓口（電話・メール・SNS）は、どなたでも無料で利用できます。

5 集団分析・職場環境改善

✦ **集団分析を通じて、職場環境のストレス要因を把握し、軽減に取り組むよう努めましょう。**

ToDo

- 5-1 委託先から、ストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析してもらいます。

ポイント

- 平均値や経年で比較するなどの方法で、職場のストレスの状況を調べます。
- **集団の単位が10人を下回る場合**には、個人が特定されるおそれがあることから、原則、集団分析結果の提供を受けてはいけません。

- 5-2 集団分析結果等を活用し、職場環境の改善のための取組を行います。

ポイント

- 取組内容は極めて多様です。マニュアルには、小規模事業場等の**取組事例**を掲載しています。

6 労働者のプライバシーの保護

7 不利益取扱の禁止

✦ **ストレスチェック制度は、個人情報保護され、不正な目的で利用されないことで、労働者が安心して受けることができ、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。**

ポイント

- 労働者のプライバシーの保護を徹底し、不利益な取扱を防止することが重要です。
- **事業者がやってはいけない禁止事項**について、マニュアルにより具体的に確認しましょう。

全ての事業主の方へ

令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・事業主と労働者との個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数 (WBGT) の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP

1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

「令和7年6月1日から
改正労働安全衛生規則が
施行されています！」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

令和7年について、死亡者を含む休業4日以上死傷者数は1,681人(速報値)、うち死亡者数は15人(速報値)となっている。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加になっている。特に、徳島県においては、1人が死亡している。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

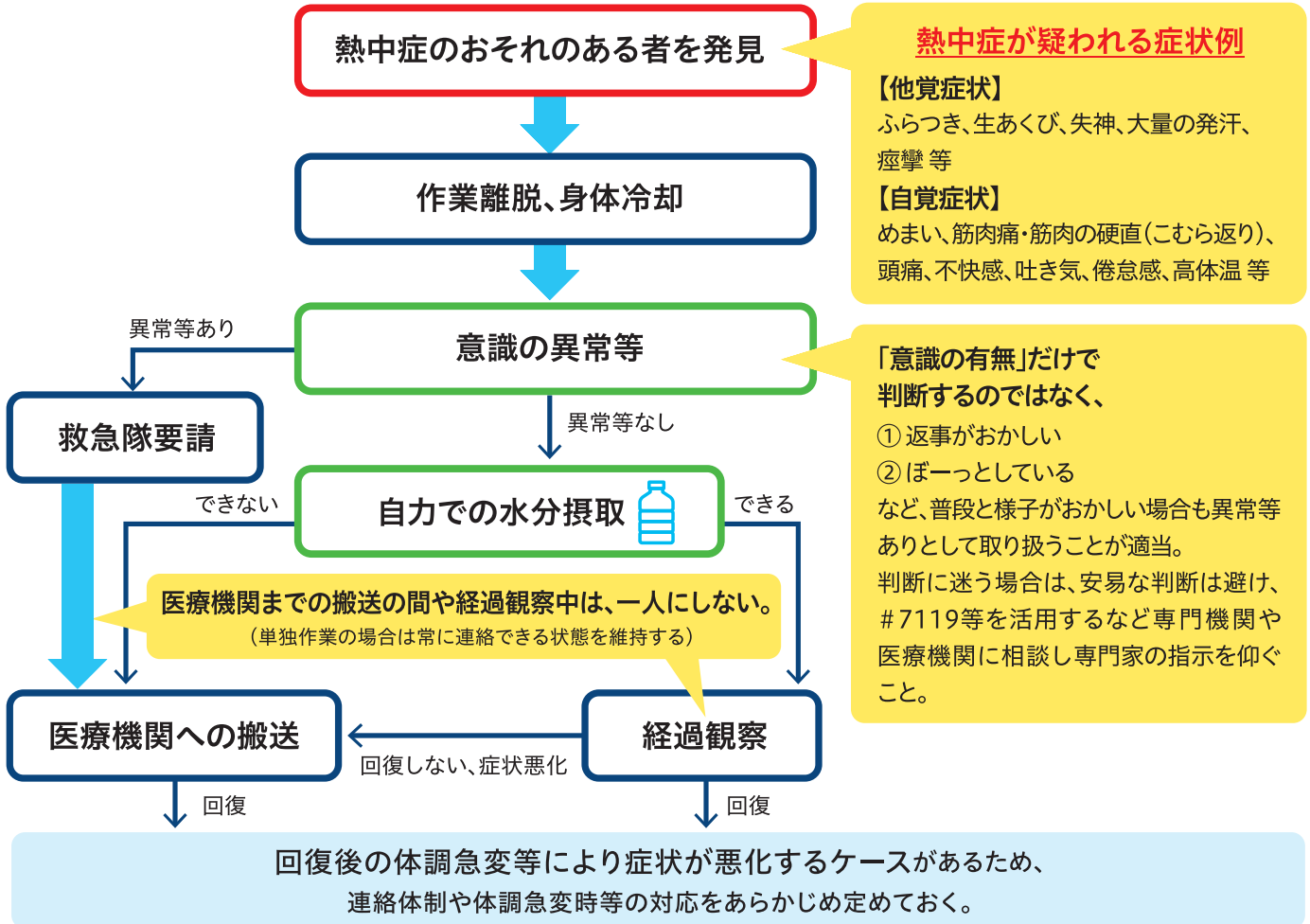
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

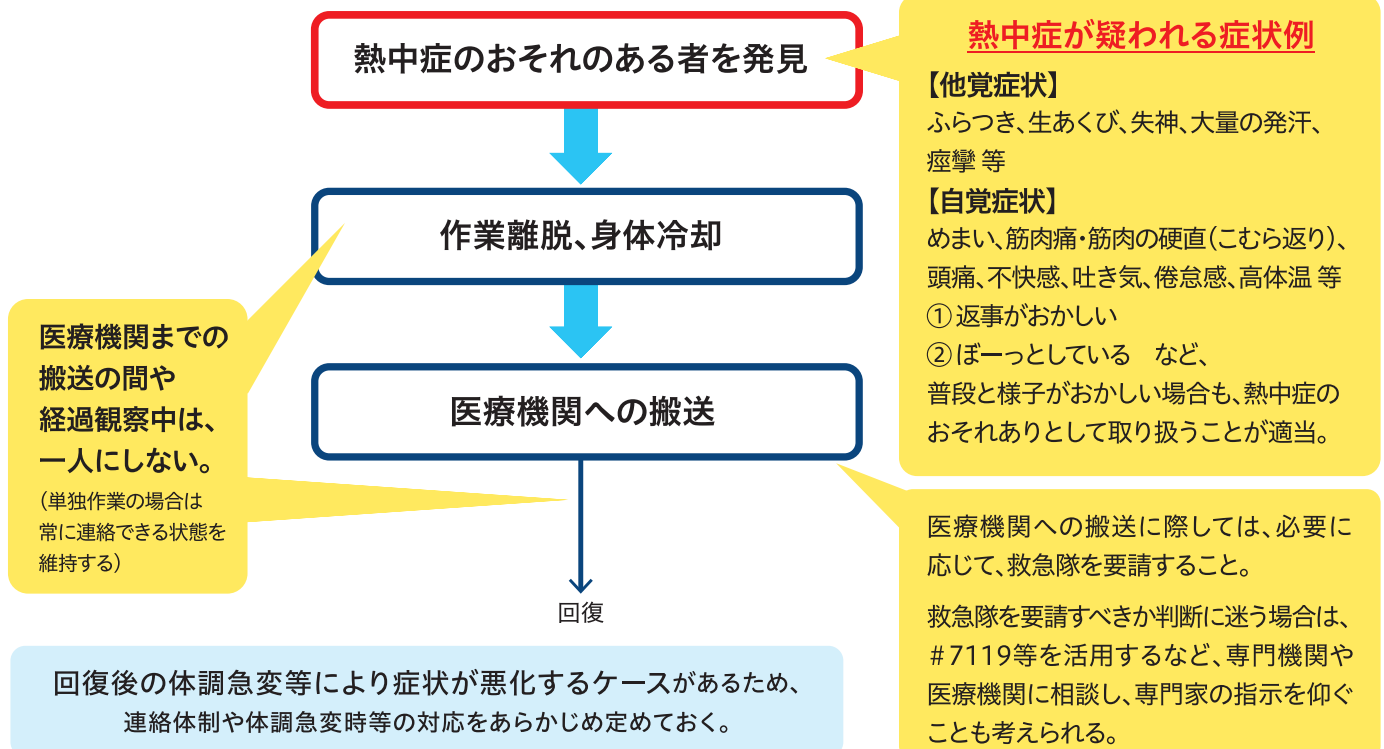
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

解説 ○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物は[こちらのリスト](#)をご覧ください。
○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちらのリスト](#)をご確認ください。

R7,R8追加分

R9追加分

②化学物質管理者を選任していますか。

解説 ○R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
○化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)

③R Aを実施していますか。

解説 ○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
○厚生労働省では、R Aの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってR Aを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
・業種・作業別マニュアル
・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
(参考) Q1-1 [なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)
Q1-2 [リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

業種・作業別マニュアル (業種・作業別) (建設業) 参考

④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説 ○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)
Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)

⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説 ○化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
(参考) Q15-1 [入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)
Q15-2 [ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)

⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説 ○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)

⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

解説 ○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
(参考) Q13-1 [SDSはいつ交付しなければならないのか。](#)
Q13-2 [ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化 されています

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正されています。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイドンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されています。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の

取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目



既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)

(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- 喀痰検査が削除されました。**
健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。
- 肝機能検査の酵素名が変更されました。**
「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。
- 「血清クレアチニン検査」が追加されました。**
「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断(高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」)の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

● 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。

● 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照

● このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが**大切です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R 8.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者	
身長	20歳以上の者	
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI=体重(kg)/身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）	
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者	
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者	

診断項目の省略に関する注意事項

法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。

一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念**されますので、十分ご注意ください。

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。



Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督書にする必要があります。
- 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載する必要があります。

裏面（産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行わなければならないこと）へ



事業者が行わなければならないこと

- ◆ 産業医は、衛生委員会等に参画したり、職場巡視を行ったり、労働者の健康管理等を行います。その活動が効果的なものとなるため、事業者は次のことが必要です。

○ 労働者の健康管理等のために必要な権限を産業医に付与

- 事業者が産業医に付与するべき権限には次のことが含まれます。
 - ・ 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
 - ・ 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
 - ・ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

○ 労働者の健康管理等のために必要な情報の産業医への提供

- 産業医に対して、次の情報を提供することが必要です。
 - ・ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後の講じた措置又は講じようとする措置
 - ・ 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
 - ・ 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

○ 産業医から受けた勧告を受けたときの衛生委員会等への報告等

- 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告ができます※。事業者は、その勧告を尊重しなければなりません。

※労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等に係る作業環境に関してもその事業場の産業医は勧告することができます。

- 勧告を受けたときは、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容を衛生委員会等に報告する必要があります。また、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容を記録し、3年間保存しなければなりません。
- 産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることもできます。

○ 産業医等の業務の内容等の労働者への周知

- 産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を労働者に周知する必要があります。



5

関係機関等のご案内

(1) 労働災害防止団体・関係機関等

労働災害防止関係団体

名 称	所 在 地	電 話
(一社)徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番町 5-12 号 徳島県 J A 会館 8 階	088-634-1266
建設業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市富田浜 2 丁目 10 徳島県建設センター内	088-622-3113
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市北田宮 2 丁目 14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市西新浜町二丁目 3 番 102 号 徳島県森林組合連合会内	088-676-2200
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 徳島小松島港支部	徳島市南末広町 6-50	088-654-2061
(一社)日本ボイラ協会 徳島支部	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-625-1158
(公社)建設荷役車両安全技術協会 徳島県支部	徳島市南前川町 4 丁目 14 船橋設計ビル 2 階	088-622-8243
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部	徳島市南沖洲 1 丁目 7-48-6 あずみ労働安全コンサルタント事務所内	088-635-0502
(独)労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町 3 丁目 61 徳島県医師会館 3 階	088-656-0330
徳島地方労働基準協会	徳島市中洲町 1 丁目 8 番地 6 中洲 Y. I. ビル 3 階	088-678-2410
鳴門労働基準協会	鳴門市撫養町斎田字西発 73-3	088-685-7004
三好労働基準協会	三好市池田町マチ 2425-1	0883-72-1857
阿南地方労働基準協会	阿南市富岡町内町 164 内町会館 2 階	0884-22-6982

特定機械等検査機関

名 称	所 在 地	電 話
(一社)日本ボイラ協会 香川検査事務所 徳島駐在事務所	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-626-1256
(一社)日本クレーン協会 香川検査事務所 徳島分室	徳島市徳島町城内 6-38 里理ビル 2 階 202 号	088-625-1564

作業環境測定機関

機 関 名	所 在 地	電 話	作業場の種類
東邦化工建設(株)徳島事業所 分析事業部徳島分析センター	徳島市応神町吉成字只津 37-19	088-641-2365	個, 1, 3, 4, 5
(株)イーアンドイー・リサーチ	徳島市川内町平石古田 260-2	088-666-2330	1, 3, 4, 5
(一社)徳島県薬剤師会	徳島市中洲町 1 丁目 58-1	088-655-1112	3
(株)環境防災	徳島市鮎喰町一丁目 57	088-632-0111	個, 1, 3, 4, 5

(注) : 「作業場の種類」欄の数字は、作業環境測定法施行規則別表の各号に対応する作業環境測定を行うことができる作業場の種類である。なお、「個」は個人サンプリング法実施可能機関である。

② 徳島労働局長登録

(令和8年4月現在)

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械 整地・運搬・積込・掘削及び解体用	基礎工事用	締固め	コンクリート打設	動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
徳2	阿波ヤンマー(株)	徳島市津田海岸町5番51号	088-663-1161	●	●	●				●	
徳13	トヨタL&F徳島(株)	徳島市昭和町8丁目17の1	088-626-0422	●						●	
徳15	(有)木留リース	名西郡石井町浦庄字下浦757の1	088-674-0243	●							●
徳17	高橋建機(有)	徳島市西新浜町2丁目3の73	088-663-2330	●	●	●					●
徳20	大橋自動車 大橋正典	徳島市南矢三町2丁目8の15	088-631-2380							●	
徳21	(有)加古自動車	徳島市昭和町7丁目28の1	088-625-2315	●	●	●				●	●
徳24	(株)徳島建機	阿南市那賀川町黒地314-1	0884-42-1454	●	●	●				●	●
徳29	(株)サンテック	徳島市論田町元開24の1	088-662-1933	●	●	●				●	●
徳31	(株)エヌテック	鳴門市撫養町木津字川瀬1356-9	088-684-4877					●			
徳32	(協)徳島自動車	徳島市出来島本町3丁目36	088-654-7701							●	●
徳33	中央自動車(株)	徳島市東沖洲1丁目1-3	088-636-0508		●		●			●	●
徳45	ブル建機(株)	徳島市国府町桜間字家内田16-4	088-642-6234	●	●	●				●	●
徳48	徳南自動車工業(株)	阿南市津乃峰町長浜134の1	0884-27-0464							●	
徳50	東洋自動車 池内義典	徳島市南島田町1丁目17の6	088-632-0534							●	●
徳52	(有)那賀重機コンサルタント	那賀郡那賀町大殿字下モ川端8-1	0884-67-0745	●		●					●
徳54	(株)西部	三好市池田町州津中津1941	0883-72-1406	●	●	●				●	●
徳56	三ツ葉産業(株)	阿南市楠根町津越185	0884-25-0226							●	
徳60	縣南自動車整備(株)	阿南市宝田町荒井17	0884-22-0977		●					●	●
徳63	(有)ロータス中央	吉野川市山川町川田640の4	0883-42-2274							●	
徳65	原田建機サービス(株)	海部郡牟岐町大字川長字新光寺97-1	0884-72-1919	●	●	●					●
徳67	エイコー機械(株)	美馬市穴吹町三島字舞中島1729-1	0883-52-1790	●	●	●					●
徳70	徳島総合自動車(有)	徳島市北矢三町1丁目2-75	088-631-5645								●
徳73	(株)矢野商店	徳島市両国橋35-1	088-663-2355	●		●					●
徳74	(有)ダイテック	徳島市国府町早淵796-2	088-642-1124	●	●	●				●	●
徳75	(有)塩田車輛	美馬郡つるぎ町半田字松生289-1	0883-64-2733							●	
徳76	(株)藤川自動車	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜65の1	088-692-5237							●	
徳77	合同会社 吉本機工	美馬市美馬町字山嫁坂116の10	0883-63-5040	●	●	●					●
徳79	合同会社 販眞モータース	三好市三野町勢力348-3	0883-77-4851	●	●	●					●
徳80	(株)拓伸自動車	国府町北岩延壺里塚6番地1	088-677-6063		●					●	●
徳84	芳田機械サービス 芳田豊実	阿南市那賀川町芳崎405	0884-42-1236	●	●	●					●
徳85	四国メンテナンス(株)	吉野川市山川町湯立193番地1	0883-42-6110	●	●	●				●	●
徳86	(株)児島エンジニアリング	吉野川市川島町児島字呉島47	090-3180-3355	●	●	●				●	●
徳87	佐藤機械 佐藤充章	阿南市横見町長岡後15番地8	0884-23-0164	●	●	●					●
徳88	シンニチエンジニアリング(株)	板野郡板野町大坂字椋木原7番地1	090-4781-9131					●			
徳89	フォークリフトサービス四国(株)	阿南市那賀川町上福井藤島177番地4	0884-24-9177	●						●	●
徳92	(株)エイトテック	川内町上別宮東82-2	090-5710-5883	●	●	●				●	●
徳93	合同会社ユースフルリペア	鳴門市大麻町川崎413番地1	088-624-8145	●	●	●				●	●
徳94	(株)山本鉄工所	小松島市金磯町8番90号	0885-32-1766					●			

(2) 徳島労働局登録教習機関

(令和8年4月6日現在)

行うことができる技能講習又は教習	登録教習機関No.
木材加工用機械作業主任者技能講習	①
乾燥設備作業主任者技能講習	①
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	⑥
地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習	②
はい作業主任者技能講習	③ ⑪
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑩
足場の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑨ ⑩
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑩
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	⑤ ⑥
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	④
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	④
床上操作式クレーン運転技能講習	① ⑭
小型移動式クレーン運転技能講習	① ② ⑦ ⑪ ⑭ ⑰ ⑳ ㉑
ガス溶接技能講習	① ⑫ ⑬ ⑭
フォークリフト運転技能講習	③ ⑦ ⑧ ⑪ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ㉑
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	② ⑪ ⑰ ⑳ ㉑
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	② ⑳ ㉑
不整地運搬車運転技能講習	② ㉑
高所作業車運転技能講習	② ⑦ ⑭ ㉑
玉掛け技能講習	① ② ⑤ ⑦ ⑨ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰ ⑱ ⑳ ㉑
ボイラー取扱技能講習	④
移動式クレーン運転実技教習	⑦
鉛作業主任者技能講習	①
特定化学物質等作業主任者技能講習	①
石綿作業主任者技能講習	① ② ⑥
有機溶剤作業主任者技能講習	①
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	①
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	① ② ⑥

登録教習機関No.	登録教習機関名	郵便番号	所在地	電話番号
①	一般社団法人徳島県労働基準協会連合会	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 J A会館8階	088-634-1266
②	建設業労働災害防止協会徳島県支部	770-0931	徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター内	088-622-3113
③	陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部	770-0003	徳島市北田宮二丁目14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
④	一般社団法人 日本ボイラ協会徳島支部	770-0854	徳島市徳島本町三丁目13 大西ビル4F	088-625-1158
⑤	職業訓練法人阿波徳島職業訓練協会	771-0142	徳島市川内町沖島456 建設労働組合会館内	088-665-2220
⑥	協同組合徳島県解体工事業協会	770-0931	徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター5階3号	088-626-7201
⑦	中央技能講習所株式会社	770-0873	徳島市東沖洲一丁目1-3	088-664-6630
⑧	NDS資格講習センター（鳴門自動車教習所）	772-0035	鳴門市大津町矢倉字五ノ越18	088-685-3144
⑨	田村工業株式会社	770-0064	徳島市不動西町4丁目2334-1	088-634-1280
⑩	職業訓練法人徳島県建設職業訓練協会	770-0005	徳島市南矢三町3丁目3-29	088-632-1351
⑪	徳島県農林水産部林業振興課	770-8570	徳島市万代町1丁目1	088-635-7810
⑫	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部 徳島職業能力開発促進センター	770-0942	徳島市昭和町8丁目27-20	088-654-5102
⑬	徳島県経済産業部産業人材課	770-8570	徳島市万代町1丁目1	088-621-2351
⑭	株式会社 徳島中央自動車教習所	770-0862	徳島市城東町1丁目7-42	088-623-0003
⑮	株式会社 鴨島フォークリフトセンター	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島640-6	0883-25-9002
⑯	株式会社 脇町自動車学校	779-3620	美馬市脇町馬木787-2	0883-52-3755
⑰	那賀町林業テクノスクール	771-5408	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23	0884-62-1175
⑱	株式会社 BREXA PCT 徳島会場	771-1220	板野郡藍住町東中富字龍池傍52-6 TOP藍住IC C号室	088-676-2330
⑳	株式会社 労働安全研究所	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島349	090-5716-5342
㉑	キタトレーニングセンター（株）	770-0044	徳島市庄町三丁目16番地	088-631-9266

(3) 登録特定自主検査業者

① 厚生労働大臣登録

令和8年4月1日時点

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類								
				車両系建設機械		動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車			
				整地・運搬・積込・掘削及び解体用	基礎工用					締固め用	コンクリート打設用	
労41	コマツカスタマーサポート(株) 徳島支店	徳島市論田町新開66-52	050-3486-7171	●		●			●	●		
	コマツカスタマーサポート(株) 徳島西営業所	美馬市美馬町字上野52-1	050-3486-7172	●		●			●	●		
労45	四国建販(株) 徳島支店	徳島市大松町榎原外83-2	088-669-5332	●	●	●					●	
	四国建販(株) 穴吹営業所	美馬市穴吹町三島字三谷262-1	0883-52-2017	●	●	●					●	
	四国建販(株) 阿南営業所	阿南市見能林町青木115-1	0884-22-5246	●	●	●					●	
労52	ロジスネクストジャパン(株) 徳島支店	板野郡藍住町奥野字長江口75-5	088-692-7701	●						●	●	●
労280	喜多機械産業(株) 徳島中央営業所	徳島市庄町3-16	088-631-3008	●	●	●				●	●	
	喜多機械産業(株) 徳島東営業所	徳島市津田海岸町1125-30	088-636-1100	●	●	●				●	●	●
	喜多機械産業(株) 藍住営業所	板野郡藍住町矢上字川向27	088-692-5171	●	●	●	●			●	●	●
	喜多機械産業(株) 鳴門営業所	鳴門市撫養町木津字餘庄須63-3	088-683-0870	●	●	●				●	●	
	喜多機械産業(株) 穴吹営業所	美馬市穴吹町三島字三谷224-1	0883-53-0005	●	●	●				●	●	
	喜多機械産業(株) 三好営業所	三好郡東みよし町足代4016-1	0883-76-5100	●	●	●				●	●	
	喜多機械産業(株) 阿南営業所	阿南市見能林町勘高原21-1	0884-23-3345	●	●	●				●	●	
	喜多機械産業(株) 相生営業所	那賀郡那賀町吉野33-1	08846-2-3177	●	●	●				●	●	
	喜多機械産業(株) 穴喰営業所	海部郡海陽町穴喰浦170-1	0884-76-3529	●	●	●				●	●	
労338	コベルコ建機日本(株) 中四国支社 徳島工場	鳴門市大麻町牛屋島字水門脇93-1	088-676-2007	●	●	●				●	●	
労353	(株)クボタ建機ジャパン 徳島営業所	阿波市吉野町西条字築地108-1	088-696-4545	●	●	●					●	
労361	日立建機日本(株) 徳島営業所	徳島市論田町新開66-92	088-978-9411	●		●					●	
労466	王子物流(株) 富岡事業所	阿南市豊益町吉田1丁目1番地	0884-23-6241							●		

6 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

(1) 徳島労働局の相談窓口

労働基準部		
監督課	088-652-9163	法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整等
健康安全課	088-652-9164	労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境改善対策等
賃金室	088-652-9165	最低賃金・最低工賃の決定、賃金制度に係る指導等
労災補償課	088-652-9144	労災保険給付、被災労働者の社会復帰、遺族補償等
FAX(労働基準部共通)	088-622-3570	
雇用環境・均等室	088-652-2718	女性の活躍促進、働き方改革対策、個別労働紛争支援、男女の雇用機会均等対策、育児・介護休業促進対策、マタハラ・セクハラ・パワハラ・解雇、各種助成金等の相談等
FAX	088-652-2751	
【労働相談専用ダイヤル】	088-652-9142	

(2) 労働安全衛生情報のリンク先

厚生労働省ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/index.html
【安全衛生関係リーフレット等】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/
【安全衛生関係主要様式】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei36/index.html
【安全衛生関係統計・災害事例】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/toukei.html
【労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/an-eihou/index_00001.html
【個人事業者等の安全衛生対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03_00004.html
【高年齢労働者の安全衛生対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html
【SAFEコンソーシアム】	https://safeconsortium.mhlw.go.jp
【職場における化学物質対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html
【職場における安全対策】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei01.html
【第三次産業の労働災害防止対策について】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html
【こころの耳】～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～	https://kokoro.mhlw.go.jp/
【ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策】	https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html
【治療と仕事の両立支援ナビ】～治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト～	https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/
【労働安全衛生法関係の免許について】～免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き～	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei22/index.html
【職場の安全サイト】～安全衛生優良企業公表制度～	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html
【アスベスト(石綿)情報】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html
【派遣労働者の労働条件・安全衛生確保のために】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html

徳島労働局・各労働基準監督署

徳島労働局

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6-6

徳島地方合同庁舎

電話：(088) 652-9164

(健康安全課直通)

FAX：(088) 622-3570

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/home.html>



徳島労働基準監督署

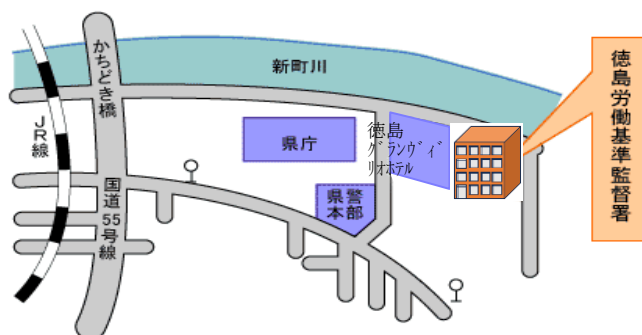
〒770-8533

徳島市万代町 3-5 徳島第二地方合同庁舎

電話：(088) 622-8138

FAX：(088) 622-8162

管轄：徳島市、小松島市、吉野川市、
名東郡、名西郡、勝浦郡



鳴門労働基準監督署

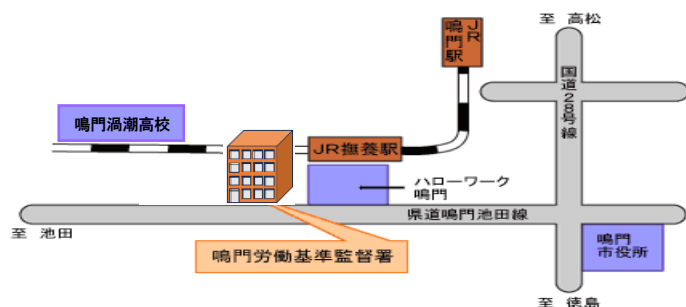
〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6

電話：(088) 686-5164

FAX：(088) 686-5165

管轄：鳴門市、阿波市、板野郡



三好労働基準監督署

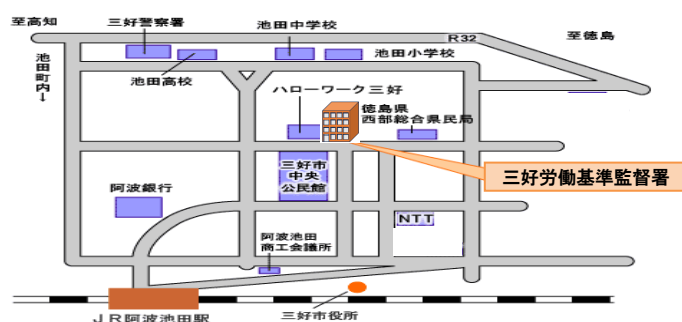
〒778-0002

三好市池田町マチ 2429-12

電話：(0883) 72-1105

FAX：(0883) 72-1106

管轄：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡



阿南労働基準監督署

〒774-0011

阿南市領家町本荘ヶ内 120-6

阿南労働総合庁舎

電話：(0884) 22-0890

FAX：(0884) 22-4373

管轄：阿南市、那賀郡、海部郡

